

## 目 次

設置の趣旨及び必要性	1
1．教育研究上の理念、目的	1
2．設置の必要性	2
大学及び学部の特徴・名称	5
1．大学及び学部の特徴	5
2．大学及び学部・学科・学位の名称	6
看護学科	6
1．学科の特徴	6
2．教育課程の編成の考え方及び特徴	9
3．教員組織の編成の考え方及び特徴	17
4．教育方法、履修指導方法及び卒業要件	18
5．資格取得について	19
6．実習の具体的計画	20
7．指定規則との対比について	24
8．養護教諭の養成について	24
栄養学科	26
1．学科の特徴	26
2．教育課程の編成の考え方及び特徴	28
3．教員組織の編成の考え方及び特徴	36
4．教育方法、履修指導方法及び卒業要件	37
5．資格取得について	38
6．実習の具体的計画	39
7．指定規則との対比について	42
編入学について	43
入学者選抜の概要	46
施設、設備等の整備計画	47
自己点検・評価について	49
情報の提供について	52
教員の資質の維持向上の方策	53

< 添付資料 >

- 資料 1 ・桐生大学の地域交流プログラム  
・看護師養成大学及び管理栄養士養成大学の設置状況
- 資料 2 看護師の需給見通し
- 資料 3 栄養士・管理栄養士養成施設の推移・就職実態状況
- 資料 4 教員組織の職位別年齢構成
- 資料 5 みどり市・桐生市からの要望書
- 資料 6 教育課程概念図
- 資料 7 看護学科履修モデル
- 資料 8 看護学科実習の展開、年間実習計画、科目別実習計画表
- 資料 9 看護学科実習施設一覧及び配置図
- 資料 10 実習施設との連携体制
- 資料 11 看護学科実習指導体制
- 資料 12 栄養学科履修モデル
- 資料 13 栄養学科実習の展開、年間実習計画、科目別実習計画
- 資料 14 栄養学科実習一覧
- 資料 15 栄養学科実習指導体制
- 資料 16 教育課程と指定規則との対比表
- 資料 17 編入学既修得単位認定モデル及び編入学後の履修モデル
- 資料 18 学校法人桐丘学園定年規程
- 資料 19 実習施設の承諾書（看護学科）（写）
- 資料 20 養護教諭一種免許課程
- 資料 21 養護教諭一種免許課程履修モデル
- 資料 22 養護教諭・教育実習実施計画に関わる書類

## 設置の趣旨及び必要性

### 1. 教育研究上の理念、目的

桐生短期大学は昭和38年に設置され、以来43年にわたり「社会に出て役立つ人間の育成」を建学の精神として、地域社会の求める人材の養成とともに教育文化の振興を担ってきた。

開学以来「地域にねざし、地域とともに」歩み、この間、時代の求める即戦力の養成に努め、さらに、平成9年に看護学科を設置以来、地域医療や地域看護・福祉に貢献してきた。

今、医療の現場では、そこに関わる専門職、なかでも看護師や管理栄養士に対する要求度はますます高くなってきている。その理由は、情報化と医療の高度化・専門化、そして少子高齢化にある。

医療技術の急速な進歩や公衆衛生の向上に加え、医療福祉制度や国民の健康にかかる諸施策の充実などにより、我が国の健康水準は大幅に改善され、平均寿命が伸長する一方、世界でも例を見ない規模と速度で高齢化が進行し、医療の焦点も治療から看護・介護へとシフトしているのが現状である。また、社会経済環境の変化にともない疾病構造も大きく変化し、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が国民の健康問題の大きな課題となっているが、これら疾患の発症と進行を防ぐには、生活習慣の改善、なかでも食生活の改善が重要であり栄養指導に求められる要素はきわめて高い。

このような医療現場では、情報化により、人々は幅広く医療の専門知識を享受するようになり、専門職は納得のいく対応への期待に応える知識・技術の習得の必要性が生じてきている。さらに、医療の高度化・専門化、少子高齢化は、看護師や管理栄養士に使命やその役割の拡大をもたらし、医療現場におけるチーム医療や在宅ケアの中で、心身ともに充実した環境づくりを医療・ケアを受ける人々とともに創りだしていくことが期待されている。このように、今、医療の世界では「幅広い知識と確かな技術を持ち、対応力に優れた専門職」の人材が広く求められている。

また、さまざまな分野で国際化の進む今日、医療・看護・介護等の分野も例外ではなく、外国人の患者や医療関係者と接する機会はますます増えている。国際社会で通用する自立した専門職としての人材の養成は不可欠になってきていると言って良い。

昭和39年に設置された本学食物科(昭和63年、生活科学科食物栄養課程に改組)は、食品・食生活・食文化・調理などの科目を中心に食と健康を追求する実践的職業人を多数輩出し、地域や社会に貢献してきた。

また、平成9年に設置された看護学科は、地域社会の保健医療と福祉の向上に寄与することを目的として、豊かな教養と人間性、あわせて高度な専門的知識と技術を有する看護師を養成し、地域等の健康支援に貢献してきた。

このような状況の中で、本学が100年余にわたり伝統としてきた「実学実践」、「悦己悦人（他人の喜びをもって自分の喜びとする）」と「人と環境」への姿勢という教育的風土のうえに、先の保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリスト教育をめざす高等教育機関として桐生大学の設置を計画するものである。

## 2. 設置の必要性

### (1) より広い視野と高い資質をもった看護師・管理栄養士の養成

保健医療の高度化や複雑化、多様化にともない生命倫理や終末期医療・最先端医療にかかわる諸問題、医療ミス等さまざまな問題が発生している。また、生活様式の変化にともない食生活においては簡便化が進む一方、他方では小児生活習慣病やがんの増加など健康上の問題、欠食・偏食等による栄養摂取の問題など、少子高齢化社会での課題は多い。

これらの保健医療に携わる看護師や管理栄養士は、高度な専門知識・技術を有するとともに、生命の尊厳を守り人権を擁護できる倫理性と幅広い教養を兼ね備えた豊かな人間性が求められる。

このように保健医療・社会の変貌の中で、看護師や管理栄養士に求められる役割・使命はますます拡大、多様化している。本学では、地域への貢献と実践的職業人の養成に努めるとともに「チーム医療」という新時代の保健医療専門職を養成し、社会の要請に応えていきたいと考えている。

### (2) 地域貢献の必要性

平成17年4月1日に施行された「群馬県保健医療計画」の主旨である、「誰にでも優しい安心して生活のできる社会・環境づくり」を推進するための教育研究を行っていく。「いのちを守る」を基本理念とした計画を推進するための課題である、成人の保健医療対策としての生活習慣の改善による病気の発症や進行の予防、多様な保健医療ニーズへの対応として、外国人居住者の多い地域性を考慮した保健医療施策の推進、ならびに「いのちを守り、健康を支援する」人材の育成に努め、地域医療への振興、健康・福祉の向上への寄与とともに地域看護への貢献をしていきたいと考えている。(資料1(1))

群馬県には、現在5つの看護師養成大学が設置されているが、二次保健医療圏（県内10市町村区域）のうちすべてが県央（前橋・高崎医療圏）地区に集中しており、東毛（桐生・太田・館林医療圏）地区は皆無である。そのため、本学の実習病院の位置するみどり市・桐生市を始め、両毛広域圏（隣接する栃木県西部足利・佐野地区を含めた）の多くの医療・保健機関からも高い資質を有した看護師の養成と高等教育機関設置の期待が寄せられている。（資料5）

また、管理栄養士養成大学は、そのほとんどが首都圏に集中し、北関東地区には2大学しか存在しない。（資料1(2)）（群馬県1、茨城県1、栃木県0）

食育の必要性が叫ばれる中、地域保健医療の複雑多様化するニーズに対応するためにも保健医療サービスの担い手として、その役割を十分に発揮できる専門知識と技術を持った管理栄養士の養成は不可欠である。

このような状況の中、専門職養成大学の学生募集は、広く多方面にわたっているのが現状であり、地域医療や看護への貢献とともに、大学教育研究の持つ知的資源の地域への還元を通して「いのちを守り、県民の健康を支える」まちづくりに寄与する使命を果たしたい。

### **(3) 看護師の需給見通し**

看護職員の需給については、平成4年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が制定され、同法に基づく基本方針を踏まえ、離職の防止、養成数の確保、再就業の支援等の総合的な看護職員確保対策が実施されてきた。また、平成12年に策定された第5次需給見通しは、第4次医療法改正等医療提供体制が大きな変革期にあることを踏まえ、看護職員の需給計画も現状及び将来的な動向を考慮した5ヶ年の策定方針が出された。

厚生労働省による「第6次看護職員需給見通し」によれば、平成18年の全国の看護職員需要見通しは、1,314,100人に対し、供給1,272,400人で、（供給見通し/需要見通し）は98.6%である。しかし、平成22年には、需要見通し1,406,400人に対して、供給見通しは1,390,500人と充足へ近づくことが見込まれている。

本学の位置する群馬県では、平成18年需要見通しは、20,153人に対し、供給18,952人で、（供給見通し/需要見通し）は94.0%である。平成22年には、需要見通し20,866人に対して、供給見通しは20,583人になり、充足傾向に向かってはいるものの全国の需給見通しよりは低い状態にある。（資料2）

このような状況を踏まえると、医療技術の進歩、患者の高齢化・重症

化等による看護業務の複雑化に対応し、医療安全の確保、適切な在宅医療の提供など、患者本位の質の高い医療サービスを実現するためには、時代の要請に応えられる看護師の養成は不可欠である。

今後、社会の複雑化、医療の高度化が促進される中で、より高い知識と豊かな人間性をもった看護師の計画的確保は重要であり、学士レベルの人材需要はますます高まるものと考えられる。

#### (4) 管理栄養士 栄養士養成施設数の推移及び就職実態状況

管理栄養士・栄養士の養成は、昭和22年4月に栄養士法が公布されて以来、約60年の間に栄養士の資質の向上を図って、栄養士法の一部改正が3回実施され、特に、平成14年4月に施行された改正栄養士法では、21世紀における新しい管理栄養士像を見据えた養成が開始された。

また、戦後60年間の農業社会から産業社会による経済力の向上、情報化など社会基盤の急激な変化は家庭の機能を大きく変化させ、平成17年6月には、「食」に関する教育に国や自治体が取り組むことを定めた「食育基本法」が制定され、学校では知育、徳育、体育の他に、もう一つ食育が加わり食への重要度が高まってきている。

全国栄養士養成施設協会「就職実態調査」によれば、平成4年から平成17年までの全国の管理栄養士・栄養士養成施設数の推移は、平成13年までは増加していたが、平成14年からは減少傾向にある。しかし、その内訳を見ると、栄養士養成施設が平成11年をピークに減少（-47）しているのに対して、管理栄養士養成施設は増加（+69）している。特に、増減率（前年数との増減割合）は栄養士養成施設の減少率より管理栄養士養成施設の増加率の方が大きい。（資料3(1)）

このことは、前述した栄養士法の改正による栄養士の資質の向上や食育に関する指導の重要性など、より高い専門的知識と豊かな人間性をもった管理栄養士養成の必要性が認識されたものであるといえる。

また、この傾向は、栄養士養成施設の卒業生数にも見られ、平成14年から平成17年にかけて、栄養士養成施設合計卒業生数及び栄養士養成短期大学卒業生数がほぼ横ばいか減少傾向にあるのに対し、管理栄養士養成施設卒業生数は約2倍に増加している。

さらに、卒業生の職場別就職状況を見てみると、病院や社会福祉施設、児童施設、学校など、高齢社会や健康問題を背景にした専門職のニーズが高くなっていることがうかがえる。（資料3(2)）

また、本学は、これまで地域の社会福祉関係諸機関との連携のもと、高齢者への「給食サービス」等を行ってきた。「食と健康」の実践職であ

る栄養士として活躍する卒業生も数多く、専門職として社会で実践できる管理栄養士を養成するとともに、実践職としての栄養士の要請も高い。

桐生大学では、以上のような理念、目的のもと教育研究を行うこととし、学校教育法第52条の目的である「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」により、実践的職業人としての専門的能力を身につけさせるとともに、教育研究活動を通して地域・社会への貢献を果たしたいと考える。

## 大学及び学部の特徴・名称

### 1. 大学及び学部の特徴

本学の教育理念は、創立以来の建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」をふまえ、高い教養と確かな技術の修得をめざした「実学実践」による幅広い職業人の育成である。新設する桐生大学医療保健学部も、この基本理念を基に、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職を育成することをめざしている。

また、保健・医療・栄養を総合的に捉え、「人と健康」をキーワードに次の時代や社会のニーズに対応し、地域社会や国際社会にも貢献できる人材を養成する。

医療保健分野では、医療技術の高度化・専門化、保健医療の複雑化・多様化、さらには社会経済環境の変化による少子高齢化・情報化など、これらを背景とした諸問題・課題への対応・取り組み等、課せられる使命・役割は大きく拡大している。特に地方の市町村においては、少子高齢化の影響を強く受け、それに対する十分な対応が求められてきている。

看護学科・栄養学科は、それぞれ歴史や専門性は異なるが、ともに人々の健康や生活と深く関係する学問領域であり、同一学部になることで、それぞれの目標に向かいつつ互いに切磋琢磨し、また他者、他職種を理解し協働・連携する学習体験を通して、さらに看護学・栄養学の専門性を追求する学部教育が実践できる。

医療保健学部は、自らの専門領域に係わる知識・技術の修得をするとともに、保健・医療・食の各領域を幅広く理解し、関連領域の職種と連携・協働して保健・医療・食の包括的な支援サービスに貢献できる人材の育成を目的としている。

そのために、教育課程は、大学の基本理念に基づき、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養う、各学科に共通な「学部共通科目」を設定し、これらに共通する教育目標である「人間の理解」を基軸に、看護、栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間を総合的、多面的に理解する能力、豊かな人間性の獲得、国際的視野で物事を理解するコミュニケーション能力の習得、保健医療分野における情報処理能力の獲得、科学的思考能力の育成を行う。また、そうした能力を地域社会の中で、実践的職業人として生かしていけるための対応力・実践力の育成を行う。

そのために、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語などの外国語科目の履修、哲学と倫理、環境論、国際文化論、地域社会学など、将来地域社会から国際社会まで活躍できる幅広い教養を獲得するための授業科目を設定した。また看護師・管理栄養士の資格取得の基礎となる専門科目に加えて、医療保健福祉行政論、地域保健福祉論、チーム医療論など現代の医療・保健・福祉の実践者として必要とされてきている知識を学習できる学部共通の専門基礎科目などの多彩な授業科目を設定した。それによって、地域社会で活躍でき、また国際社会でも通用する人間性豊かな医療保健に携わる実践的専門職業人の養成が可能であると考えられる。

2学科が相互に連携し合いながら看護と栄養の2つの領域で専門職者として活躍できる人材を育成するという目標を達成するために設定したもので、これが本学医療保健学部教育課程の大きな特色である。

学習の場の共同を通して、学生間に相互理解や認識の共有を促進し、保健医療分野の「連携と協働」に対する意識と素養をもった人材を育むことが、「学部共通科目」及び「医療保健共通科目」のねらいである。

## 2. 大学及び学部・学科・学位の名称

大学の名称は、本学が創立以来、地域に根ざし地域とともに歩んできた経緯を踏まえ、「桐生大学」とする。また、英訳名称は「Kiryu University」とする。

保健・医療学を、人間総合科学の一分野として捉え、その特性を明確に表現するため、大学設置の趣旨に鑑み、学部の名称は国際的な適用性も考慮し、医療保健学部とする。

また、学部の英訳名称は「Faculty of Health Care」とする。



# 看護学科

## 1. 学科の特色

### (1) 基本的な考え方

看護学科の学びの特長は、保健・医療・福祉行政等の関係諸機関との連携を図りながら、地域社会の保健医療と福祉の向上に寄与することをさらに強化し、次代のチーム医療を担う高い知識・技能をもった看護師の育成と教育研究を通して地域看護の充実や人々の健康の保持増進などに貢献することを第1の特色とする。超高齢化社会においては、在宅・地域での看護がその中心とならざるを得ない。在宅・地域で看護師が自立して活躍するためには、保健指導を含めた看護を行っていく必要がある。それゆえ、本学医療保健学部看護学科は、地域の医療保健事情に通じ、また保健指導を実施できる医療従事者を養成するべく、保健師教育を含めて実施していくこととする。

第2の特色は、さまざまな分野で国際化の進む今日、あらゆる医療現場において国際社会で活躍できる看護教育をすることである。

また、高齢化社会の進展においては、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上に貢献できる看護職がますます求められている。さらに、予防から治療・リハビリテーションにいたるまでのすべての過程に関わることのできる看護職が求められてきている。そのために、看護職としての基礎的な知識・技術を有するだけでなく、幅広い教養をもち、豊かな人間性を有する看護師を養成することを第三の特色とする。

さらには、将来看護ケアの質の向上にすすんで貢献できる人材の育成をめざすことが第四の特長である。「専門職としての看護の実践ができる」、すなわち看護を科学的、論理的に捉えて遂行する能力を養成するため、基礎教養教育を充実させるだけでなく、「看護の統合と発展」を行っていく。

このように、本学医療保健学部看護学科では、平成17年1月に中央教育審議会から答申された「我が国の高等教育の将来像」の「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」に記載される7項目のうち、「幅広い職業人養成」を主軸とするほか、看護という「特定の専門的分野の教育・研究」及び「社会貢献機能」に比重をおいた教育研究に取り組むことを特色としている。

さらに、専攻科(助産学専攻)を配置し、看護師および保健師養成の学部教育と連携のもと、次代を育む母子や家族に対する支援、介護に関わる女性の健康生活への支援などのできる資質の高い助産師教育を行う。

## (2) 教育目標

前述の基本的な考え方を踏まえながら、以下の教育目標を設定する。

### **自立した専門職としての知識・技能・態度及び考え方の総合的能力の育成**

高度化・専門化する医療、多様化するニーズに対応するためには、科学的根拠に基づいた専門的知識・技術、倫理観に基づく的確な判断能力と実践力が求められる。

このため、あらゆる場や状況において的確に対応することのできる能力を養う。

### **人間理解と協働意識に基づく豊かな人間性の育成**

多様な価値観や自己の尊厳と生活の質を尊重する社会では、生涯を通して「人類の健康・福祉」を基盤に、確固とした倫理観をもち、豊かな感性と人間愛に満ちた人材が求められる。

このため、チーム医療等の重要性を理解し、他の専門職者や患者とのコミュニケーションを円滑に進めることのできる協働者・調整者としての能力を養う。

### **地域社会及び国際社会に貢献できる専門的職業人の育成**

国際化の進む社会では、多様な人々のニーズに対応できる幅広い知識や技術が必須になる。

このため、看護師としての社会的役割を認識するとともに、国際性を育みながら、科学的探求心及び教育研究能力を培い、地域社会への貢献や国際社会で活躍できる能力を養う。

### **地域社会の保健・医療・福祉環境の中で力を発揮できる実践的職業人の育成**

本学を取り巻く市町村域においては、これからさらに深刻化する高齢化への対応は、都市圏よりも切実な問題として存在している。本学の目指す「実学実践」の教育理念を高齢化問題を抱える地域社会で実践していくため、高度な知識・技術を有する専門職としての側面のみならず、それぞれが活動する地域社会特有の環境の中で、状況に応じた対応のできる実践的職業人となるような能力を養う。

## (3) 学部・学科の編成

学部名	学科名	入学定員	編入学定員と年次	収容定員
医療保健学部	看護学科	80名	10名(3年次)	340名

#### (4) 専攻科 (助産学専攻)

助産師は、助産と妊婦・褥婦・新生児に対する保健指導を業とする看護専門職である。これら助産師の業務は、正常経過においては助産師の判断で行うものであり、業務独占とされている。さらに、近年の少子・高齢化社会においては、次代を育む母子や家族に対する支援、介護に関わる女性の健康生活への支援においても助産師がケアを行うことが求められるようになり、助産師の責務は拡大している。

こんな中で、桐生短期大学専攻科(助産学専攻)は、15名の入学定員に対して5名の専任教員を配置し、少人数指導体制で教育内容の充実と徹底指導を実施している。そのため、国家試験合格率も近年は100%という結果であり、ここ数年の志願倍率も高い結果となっている。(過去4年平均6.6倍)

また、地域及び社会的なニーズもきわめて高いものがあり、その需要もきわめて高い。桐生大学医療保健学部看護学科では、現短期大学専攻科(助産学専攻)の趣旨および教育目標を継承しながら、4年制大学開学後も桐生大学専攻科(助産学専攻)として学部教育と連携して助産師養成の教育を実施していく。

## 2. 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程編成の基本的方針

看護学科の教育課程は、教育目的を達成するために、「学部共通科目」と「専門教育科目」に区分し、それぞれの教育が有機的に連携し体系的に学習できるように編成してある。「学部共通科目」は、医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする科目群を設定した。

枠組みとしては、「人間」の理解を基軸に、「人間と社会」、「人間と環境」、「人間と情報・コミュニケーション」を土台とし、人として身につけるべき対象を区分して、「法学」、「国際文化論」、「生物学」などの教養科目を配置するほか、国際化・情報化等の時代の要請を踏まえ、外国語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)によるコミュニケーション能力や環境教育の正しい理解と実践力(環境論)、コンピュータによる情報処理能力(情報処理演習)といった、次代を担う人材に不可欠な知的技能の修得も重視した。

なお、「学部共通科目」は、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」や中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」にあるように、教養教育の重視とともに教養教育と専門教育

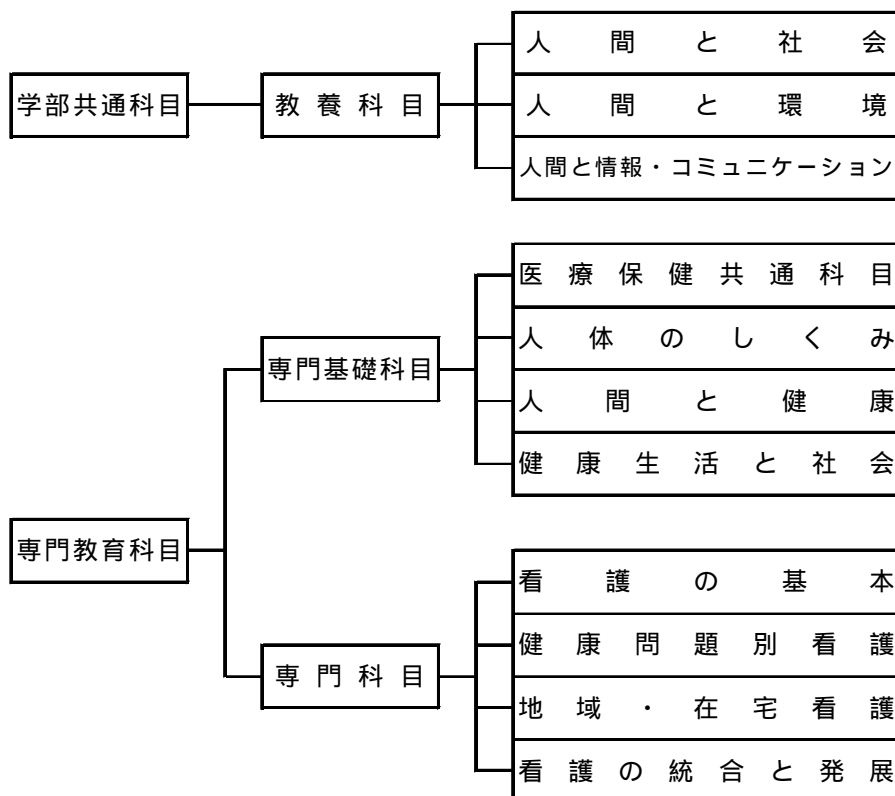
を有機的に統合した科目編成にしている。

「専門教育科目」は、「専門基礎科目」と「専門科目」で構成し、「専門基礎科目」は、「人間の理解」を主軸に、「健康・疾病・生活・社会」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的基礎科目群で設定した。

特に、保健・医療に関わる看護学と食育・健康などに関わる栄養学を人間総合科学の一分野として捉え、相互に共通する教育目標である「人間の理解」と地域・保健医療の基礎的知識の修得のため、「保健医療福祉行政論」、「地域保健福祉論」、「生命科学」、「チーム医療論」、「行動科学」そして「合同臨地実習」を「医療保健共通科目」として設定した。

「専門科目」は、基礎・基本から実践・応用まで、多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が看護師としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習することを目的とし、それぞれの専門性を高め、将来を見据えた看護師・保健師等の資格に対応できる科目群で構成した。

## 教育課程の編成



## (2)教育課程の概要と特色

### A.教育課程の概要

本教育課程は、学部共通科目（教養科目）、専門基礎科目、専門科目からなり、次の各科目によって構成される。

### (イ)学部共通科目（教養科目）

学校教育法第52条の大学教育の目的、ならびに本学の教育理念、教育目標を踏まえ、人文・自然・社会に関する諸科学を基盤として、幅広い教養と豊かな人間性の涵養とともに、国際的な視野・見識を深めるために、人間の理解を基軸に「人間と社会」、「人間と環境」、「人間と情報・コミュニケーション」という科目群で設定した。

特に、「人間と環境」では、桐生短期大学で取得している、国際環境認証規格・ISO14001の推進と実践を理解することを基盤にしている。

#### 人間と社会

人間存在の意味や人間の尊厳・内面・行動など、人間についての理解を深めるとともに、情報化・国際化の進展する社会に対応できる多様な文化や価値観について学ぶことを目的とする。

哲学・倫理学 心理学 教育原論 法学 日本国憲法 国際文化論 家族関係論 スポーツ科学（レクリエーションとしてのスポーツ） スポーツ科学（トレーニングの方法）
---

#### 人間と環境

人間の築いてきた生活や文化、人間の発生や発達、地球・環境との関係などを自然科学的側面から理解することを目的とする。

環境論 人間発達学 物理学 生物学 化学 生活とデザイン 地域社会学 人間工学
--

#### 人間と情報・コミュニケーション

人間と人間の関わりについての理解とともに、健全な人間関係を形成する知識や技術の修得と、語学を通して自己表現・コミュニケーション能力を身につけることを目的とする。

さらに、現代社会における情報の意味を理解し、情報処理の基本的な知識・技術を身につけるとともに、情報の収集・選択・活用のできる情報リテラシー能力の習得を目的とする。

コミュニケーション論 基礎英語（Listening & Reading） 基礎英語（Speaking & Writing） 実践英会話 医療保健英語
---

英書講読 中国語 スペイン語 ポルトガル語 統計学  
情報処理基礎演習 情報処理応用演習 文献検索とクリティーク

## (ロ)専門基礎科目

### 医療保健共通科目

人間総合科学の一分野である、保健・医療及び食育・健康などに関わる「人間の理解」と地域・行政との関わりにおけるチームアプローチを修得するため、「医療保健共通科目」に「チーム医療論」、「合同臨地実習」を設定した。

医療保健福祉行政論 地域保健福祉論 チーム医療論 生命科学  
行動科学 合同臨地実習

医療保健学的視点から、人間の生活と食品・健康・環境・生涯発達を理解するための基礎及び医療保健専門職者としての豊かな人間性の形成をめざし、専門科目を学ぶための導入として、「人体のしくみ」、「人間と健康」、「健康生活と社会」の3科目群を設定した。

#### 人体のしくみ

看護専門基礎教育のスタートとして、健康な人体の形態学的側面と機能的側面を理解し、同時に人体を科学的側面から理解する基礎知識の習得とともに人間を総合的に理解することを目的とする。

人体の構造と機能（運動・消化） 人体の構造と機能（循環・呼吸・免疫・内分泌） 人体の構造と機能（腎泌尿・神経・生殖）  
人体の生化学

#### 人間と健康

健康の概念を理解するとともに、健康の維持・増進・予防から疾病治療に至る健康の各レベルを理解し、身体・心理・社会的側面から看護アセスメント計画・実施・評価の展開方法などの基本的技術を習得する。

看護を的確に行うための基礎を学ぶことを目的とする。

生命倫理 疾病の成り立ち 感染と防御 臨床検査 栄養学 食品学  
臨床薬理学 臨床心理学（カウンセリング含） 疾病の回復促進（高次機能統御系） 疾病の回復促進（代謝機能・臓器制御系）  
疾病の回復促進（環境病態制御系） 養護概論

#### 健康生活と社会

保健・医療・福祉などに関する地域の状況を幅広く理解するとともに、健康問題を社会や生活者の視点から考えられる基礎知識の習得と、広く国際社会や地域における看護への理解を深めることを目的とする。

疫学と公衆衛生 保健統計学演習 社会保障論 医療関係法規

## (ハ)専門科目

看護学の専門的知識・技術を深め、科学的知識に基づいた実践的能力を  
 培い専門職者としての基礎を学修するため、看護学科では「看護の基本」、  
 「健康問題別看護」、「地域・在宅看護」、「看護の統合と発展」の4領域に  
 区分した。

### 看護の基本

健康や健康障害、看護の対象となる人間、人間の健康に相互作用を行っ  
 ている環境を理解するとともに各看護学に共通する看護技術について学修  
 することを目的とする。

看護学原論（ヒューマンケアの基本） 看護学原論（看護提供のしく  
 みと活動領域） 対象理解と看護 人間関係形成論 教育支援技術論  
 看護過程演習 ヘルスアセスメント 早期体験実習  
 ヘルスカウンセリング 基礎看護技術（基本技術） 基礎看護技術  
 （治療過程支援技術） 基礎看護学実習（日常生活支援技術）  
 基礎看護学実習（治療過程支援技術） 家族看護論

### 健康問題別看護

さまざまな健康レベル、あらゆる発達段階において科学的知識に基づい  
 た実践的な援助ができるよう「小児」<sub>」</sub>「母性」<sub>」</sub>「成人」<sub>」</sub>「高齢期」<sub>」</sub>「精神」<sub>」</sub>  
 のそれぞれの各領域において看護の基本となる概論、援助論を学修し、ま  
 た「慢性期」「治療ならびに回復期」のそれぞれの対象に応じたケアを実践  
 できるよう技術論、臨地実習を配置した。

母子看護学概論 母性看護学方法 小児看護学方法 母性看護学実習  
 小児看護学実習 成人看護学概論 成人看護学方法（慢性疾患・がん看  
 護方法） 成人看護学実習（慢性疾患・がん看護実習）成人看護学方法  
 （周手術期看護方法） 成人看護学実習（周手術期看護実習）  
 クリティカルケア論 セルフケア論 精神看護学概論 精神看護学方法  
 精神看護学実習 高齢期看護学概論 高齢期看護学方法  
 高齢期看護学実習 終末期看護（緩和ケア）論

### 地域・在宅看護

近年、地域社会及び在宅において、さまざまな状況に対応し実践的な看  
 護ができるようにするため、地域の看護体制や予防策、学校・職場での保  
 健施策、在宅における療養について学習する。

地域・在宅看護学概論 健康保持増進と障害予防支援

地域看護体制と看護学機能論 在宅看護学方法 地域看護学実習  
在宅看護学実習 産業保健 学校保健 (学校保健の概要)  
学校保健 (学校保健の 研究と展望)

### 看護の統合と発展

看護学を系統的に理解し、看護の基本や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合するとともに、臨床現場の中における指導や調整及び問題解決のできる能力を高め、より深い専門性の追求と管理能力を養うことを目的とする。

保健チーム看護論 異文化コミュニケーション演習 医療安全管理  
感染管理 看護行政と管理 看護倫理 災害看護論  
小児救急看護論 国際看護論 看護管理システム論 卒業研究

## B. 教育課程の特徴

教育課程の特徴を、各科目群ごとに示す。

### (イ) 学部共通科目 (教養科目) の特徴

学部共通科目は、保健・医療分野における「人間の理解」の考え方を基本とし、実践的な専門的職業人としての資質を養うため、看護学科・栄養学科の枠を超えて共通に求められる知識を得るとともに豊かな人間性の確立と情報化・国際化の進む社会に的確に対応できる能力を養うことを目的とする科目で構成した。

教養科目としての位置づけから、幅広い教養と豊かな人間性を涵養するとともに、個々の人間や地域・社会・文化に対する幅広い理解の促進を目的とした科目群を設定した。文化の理解では、幅広い教養を身につけるために、「国際文化論」を配置した。人間の理解では、人間の心や体について理解を深めるとともに、豊かな人間性を育むため、「哲学・倫理学」、「心理学」、「スポーツ科学」を配置した。

地域・社会の理解では、現代社会や国際社会を幅広く理解するため、「法学」、「日本国憲法」、「国際文化論」を配置した。また、「まちづくり・環境づくり」をコンセプトに、地域への貢献や環境問題に対する意識の高揚をめざし、「地域社会学」、「環境論」を配置する。

国際社会や多様なコミュニケーション能力が求められる現代社会に対応するため、「コミュニケーション論」を必修科目として配した。そして、「外国語」として「英語」を主軸に、国際的に活躍



できる人材を育成する観点から「英語」に重点を置き、「基礎英語」・「実践英会話」の他、「医療保健英語」、「英書講読」から、より学術的なトピックスを中心にした実践的な英語教育ができるようにした。また、南米やアジア圏からの外国人居住者が多い地域性を考慮し、「中国語」、「スペイン語」、「ポルトガル語」を配置した。さらに、より高度化・専門化する情報技術の情報リテラシー能力を身につけるため、「統計学」、「情報処理基礎演習」、「情報処理応用演習」、「文献検索クリティーク」を配置した。

#### (ロ)専門基礎科目の特徴

現代社会が抱えている健康・医療・福祉等のさまざまな問題に対応し、地域社会で実践的に対応できるようにするため、また医療の現場を「心とからだ」の両面からケアできるよう、「医療保健共通科目」として、「医療保健福祉行政論」、「地域保健福祉論」、「生命科学」、「チーム医療論」、「行動科学」を配置した。さらに、栄養学科と合同で地域の医療福祉現場を体験する「合同臨地実習」を設けた。

人間の健康と生活の質の向上(QOL)に役立つ看護実践能力を培うため、人間・健康・環境の理解を目指す科目で構成し、看護の対象である人間を理解するための基礎として、「人体の構造と機能」、「人体の構造と機能」、「人体の構造と機能」、「人体の生化学」を配置した。

看護の質的向上の観点から、感染予防・医療安全に関する理解を強化するとともに、看護実践を展開していくうえで必要な各健康レベルから健康障害に至る経過、治療の方法、健康障害の予防について理解するため、「疾病の成り立ち」、「感染と防御」、「臨床検査」、「疾病の回復促進」などの科目を配置した。

保健・医療・福祉に関する理解や国際的視野で健康問題を考える視点を養うことを目的とし、「疫学と公衆衛生」、「医療関係法規」、「国際保健論」のほか、地域・社会における看護を理解するために「社会保障論」、「保健統計学演習」などを配置した。

#### (ハ)専門科目の特徴

「看護の基本」では、健康や健康障害、看護の対象となる人間、人間の健康に相互作用をおこなっている環境を理解し、各看護学に共通する看護技術を学ぶようにした。ヒューマンケアの基本として、看護の基礎原理・原則、対象との人間関係形成の方法や意志決定を支

える看護援助のための基礎的な知識・技術を習得するため、「看護学原論（ヒューマンケアの基本）」、「看護学原論（看護提供のしくみと活動領域）」、「対象理解と看護」、「人間関係形成論」、「教育支援技術論」などの科目を、また、看護の基本的展開では、看護アセスメント・計画・実施・評価の展開方法など看護の基本技術を習得する「看護過程演習」、「ヘルスアセスメント」、「ヘルスカウンセリング」などを配置した。

さらに、看護学を学ぶうえでの動機付けとして「早期体験実習」を配し、基礎看護技術が現場でどのように役立つかを体験するため「基礎看護技術（基本技術）」、「基礎看護技術（治療過程支援技術）」を配置した。

「健康問題別看護」では、各健康レベル、あらゆる発達段階において科学的根拠に基づいた実践的な援助ができるよう、各領域において看護の基本を学ぶ「概論」、臨床看護および看護技術を学ぶ「看護方法」を配置した。

特に、「成人看護」の分野では、健康の段階別に看護を学べるように「慢性期（がん含）」と「周手術期」ごとに学び、さらに「クリティカルケア」、「セルフケア」および「終末期看護（緩和ケア）」についても学べるようにした。

「地域・在宅看護」では、地域社会および在宅における看護体制や予防策についての基本的ことから「健康保持増進と障害予防支援」、「地域看護体制と看護学機能論」、「在宅看護学方法」などで学習した後、訪問看護ステーションや会社・学校などの現場にも対応できるように「産業保健」、「学校保健」を学習する。

「看護の統合と発展」では、看護学を系統的に理解し、これまで学んだ知識と技術を統合するとともに、問題解決能力を身に付けられるように「卒業研究」を配置した。

また、これからの看護職に必要とされる危機管理における主体性、創造力を持って行動力を発揮するための「災害看護論」やリスクマネジメントの実践的・発展的な内容を学ぶ「医療安全管理」などを配置した。

### 3.教員組織の編成の考え方及び特色

看護学科では、専門科目を「看護の基本」,「健康問題別看護」,「地域・在宅看護」,「看護の統合と発展」の4領域に分け、各々の領域ごとの授業科目数及び単位数に応じて、相応の教育経験、教育研究業績、実務経験を有する教授等の教員を適切に配置する。さらに「健康問題別看護」については、各健康問題について、十分な教育、実務経験を有する教員を配している。

本学科は、学科目制を採用し、各領域における主要科目には教育研究業績に優れた教育経験・実務経験の豊かな教授、准教授を配置する。設置の趣旨である「より広い視野と高い資質を持った看護師の養成」と「地域社会への貢献」を特色とすることから、博士の学位を有した教育経験、実務経験の豊富な教授を学科長とし、目標実現のための組織体制を確立する。

特に、「専門科目」の必修科目のうち、「看護学原論（ヒューマンケアの基本）」,「看護学原論（看護提供のしくみと活動領域）」,「基礎看護技術（基本技術）」,「基礎看護技術（治療過程支援技術）」など看護の基本となる概論的な科目や理論的な科目については、看護学の基礎が習得できるよう、十分な教育研究業績を有する専任の教授が担当し、看護を実践・展開していくうえで必要となる各領域における主要科目は、経験豊富で研究能力の高い博士の学位を有する専任の教授又は准教授をバランスよく配置した。

また、専任教員の研究活動や授業等の補助を行うとともに、実践的な看護技術を習得するために必要な各領域における援助論などの演習や臨地実習などにおいて、学生への適切な指導・助言を行うために必要な助手を8人配置し、質の高い教育研究が支障なく実施されるよう配慮した。

各領域における教員の職位別年齢構成及び学位の取得状況は、別紙の通りである。**(資料4(1))**

なお、大学設置にあたり、現行の定年規程**(資料18(1))**に抵触する教員が7名いるが、そのうち3名は本学園定年規程第3条第1項により、任命権者が必要と認めた者で定年延長に該当する教員である。また、今回採用する4名の教員については、大学開設にあたり本学の教育研究活動及び管理運営に不可欠な人材である。そのため、平成19年5月の理事会において現行の規程を見直し**(資料18(2))**、本学の専任教員として採用できる体制を整備する。

## 4.教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### (1) 教育方法

#### 学部共通科目による学部一貫教育授業

本学の教育目標にそって、基礎・教養科目を学部共通科目として位置づけ、保健医療分野の相互理解と学生間共通の学習経験ができるようにする。

#### 多様な授業形態の採用

実践的専門職業人の育成という観点から、知識と技術を系統的に学習できるよう体系づけ、講義以外に演習・実習を多く取り入れて効果的な学習ができるようにする。(資料6(1))

特に、「専門科目」においては、理論と実践を結びつけて学習できるように、各領域で「概論」や「総論」を学んだ後、専門的なスキルを身につけるための「援助方法」、「技術」、そして「実験・演習」へと移行し、さらに、「臨地実習」へと進む体系的な編成にしている。

#### 高い実践能力を持つ専任教員による教育

豊富な臨床経験・実務経験及び教育経験を持つ教員を中心として、講義・演習・実験を展開し、高い実践能力の獲得と教育目標の達成を目指す。

#### オムニバスによる授業

「専門科目」や「実験・演習」などでは、臨床現場や各領域において幅広い知識や技術の理解と多面的な理解が必要なため、専門領域の異なる教員によるオムニバス授業を展開する。

#### 少人数教育の実施

学生が主体的・効果的に学習できるよう、「演習・実習」では少人数のグループに分けてきめ細かな授業を行う。特に、「臨地実習」においては、1グループ5～6人の少人数で徹底した実践教育を目指す。

#### セメスター制の導入

1年間を前期・後期の2学期とし、学生が短期間に集中して学習できるよう、セメスター制を導入する。

### (2) 履修指導方法

#### ガイダンスの実施

1) 入学時にガイダンスを実施し、カリキュラム編成の考え方、履修方法、学習方法などについて指導するとともに、大学での学びや将来の進路についても考えられるようにする。

- 2) 各年次の開始前にガイダンスを実施し、開講科目や履修指導を行い学習計画の支援をする。

#### 履修モデルの提示

より充実した大学生活が送れるよう履修モデルを提示し、卒業、国家試験受験資格及び養護教諭一種免許資格取得等に必要な科目についての理解を促し、学生が主体性を持って履修計画のできるようにする。(資料7)

#### 履修指導体制の整備

- 1) 各学年に担任制度を設け、主任、担任及び副担任を配置し、専任教員がその任にあたる。教員は、学生の履修方法や学生生活に関する相談に応じ指導にあたる。また、事務局の学生部、教務部とも連携し、随時、学習面・生活面等の相談・指導ができるようにする。
- 2) オフィスアワーやゼミナール等を通して、学生が教員との交流や的確な助言が得られるようにする。

#### シラバス 講義要項の作成

学生の4年間の履修計画を支援するため、すべての授業科目においてシラバス・講義要項を作成し、教育目的・目標・内容・評価方法などを学生に明示する。

### (3) 卒業の要件

医療保健学部看護学科における卒業に必要な単位数を126単位以上とし、その内容は次の通りとする。

区 分	必 修	選 択	合 計
学部共通科目	4	20	24
専門基礎科目	25	5	102
専門科目	72		
合 計	101	25	126

## 5.資格取得について

看護学科においては、卒業要件の単位を取得すると、卒業と同時に看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格が取得できる。

また、教職課程を履修、修得することにより養護教諭一種免許が取得できる。

## 6. 実習の具体的計画

### (1) 実習の基本方針

看護学実習は、看護学教育の最大の特徴であり、実践の科学である看護学を学習するためには不可欠な授業科目である。

看護学実習では、あらゆる発達段階における人々やさまざまな場で生活する人の健康レベルに対して、講義・演習などで学習した理論や知識・技術を実践し、対象への実際の関わりを通して、看護の総合的な実践能力を養うことを目的とする。

また、看護職としての自覚を培い、保健・医療・福祉分野における看護の役割について理解を深めることを目的とする。なお、実習の実施にあたっては、各々の実習科目の「実施要項」を作成し、学習の動機付けや実習上の注意点、心構えなど事前学習を十分に行い実習に臨むようにする。

### (2) 実習科目の構成と概要

実習の基本構成は、専門科目の「基礎看護学」、健康問題別看護の「母性・小児看護学」、「成人看護学」、「精神看護学」、「高齢期看護学」、および地域・在宅看護の「地域・在宅看護学」の各分野において、講義・演習のあとに実施することとし、1年次からの「基礎看護学実習」から始まり、段階的に学習を積み上げていくように構成している。(資料8(1)~(2))

#### 基礎看護学」分野

基礎看護学では、「看護学原論（ヒューマンケアの基本）」、「看護過程演習」の導入後、看護の実践の場の一つである病院の環境と看護師業務を見学し、早期の学習への動機付けを行うとともに、その後の学習「ヘルスアセスメント」へとつなげる。

「対象理解と看護」を学習し、実際に「早期体験実習」(1年次前期)及び「基礎看護学実習（日常生活支援技術）」(1年次後期)を行い、看護の対象者がどのような健康上の問題を持って生活しているかを理解し、看護の担う役割と責任について学ぶ。その後、「人間関係形成論」、「家族看護論」を学び、「基礎看護学実習（治療過程支援技術）」を実施する。

#### 母性・小児看護学」分野

母性・小児看護学分野では、「母子看護学概論」(2年次前期)において、母性・小児に対する看護学の基礎を学んだ後、「母性看護学方法」(2年次後期)「小児看護学方法」(2年次後期)のそれぞれの看護方法を学び、その後「母性看護学実習」(3年次)「小児看護学実習」(3年次)

を実施する。「母性看護学」では、周産期の特徴を理解するとともに、妊産褥婦及び新生児を総合的にとらえた看護の実践能力を学ぶ。また「小児看護学」では、成長発達段階にある小児の特徴をについて理解するとともに、健康上の問題をもつ小児とその家族に必要な看護援助について学ぶ。

#### **成人看護学」分野**

成人看護学分野では、「成人看護学概論」(2年次前期)で成人全体に対する看護学の基礎を学習した後、「慢性期」と「周手術期」のそれぞれの健康レベルに分けた看護方法を学び、それぞれの実習を実施していく。その上で、選択科目として「クリティカルケア論」、「セルフケア論」について更に深く学べるようにした。ここでは、成人各期の対象の特徴やそれぞれの健康特性を総合的に理解するとともに、あらゆる健康レベルにある成人とその家族に対する適切な看護の実践能力を学ぶ。

#### **精神看護学」分野**

精神看護学分野では、「精神看護学概論」、「精神看護学方法」(2年次)を学んだ後に、「精神看護学実習」を実施し、精神障害をもつ対象を全人的に一人の生活者として総合的に捉える視点を学ぶ。

また、自己の障害者観・看護観を深めることを学ぶ。

#### **高齢期看護学」分野**

高齢期看護学分野では、「高齢期看護学概論」、「高齢期看護学方法」(2年次)を学んだ後に「高齢期看護学実習」(3年次)を行い、健康な高齢者の理解と自己の高齢者観や看護観を深める、さらに高齢者の加齢にとともなう身体・精神的変化や置かれている社会的環境の理解と健康障害及び生活障害の健康レベルに応じた看護活動を学ぶ。

#### **地域・在宅看護論」分野**

地域・在宅看護論分野では、「地域・在宅看護学概論」(2年次)の講義を基礎にして、「在宅看護学方法」(2年次)及び地域の「健康保持増進と障害予防支援」と「地域看護体制と看護学機能論」(3年次)について学習し、その後「在宅看護学実習」、「地域看護学実習」(3年次)を実施する。「在宅看護学実習」は、訪問看護センターで、地域で療養している人とその家族を理解し、在宅看護のできる実践能力を学ぶ。さらに「地域看護学実習」では、保健所・市町村保健センター等での公衆衛生活動を通して、地域の人々の生活と健康に関する健康問題の認識と解決の方法を知り、地域保健活動における看護の役割について理解する。

### (3) 実習施設の確保

看護を必要とする対象は、医療の高度化・専門化及び人々のニーズの多様化などにとめない、医療機関だけではなく、在宅、地域にも拡大してきている。そこで、実習施設は、桐生市民、みどり市民及び広域圏の医療の中心を担っている、桐生厚生病院などの医療機関10施設、介護老人施設7施設、幼稚園1施設など、さまざまな場、さまざまな健康レベルに応じた看護を学ぶことができるように十分な施設数を確保している。

(資料9(1)~(6))

### (4) 実習水準の確保の方策

実習の目的や実習の水準を確保・達成するために、実習ごとに専任教員及び助手を配置し、実習の計画・実施・評価を行う。また、指導に際しては、担当教員及び各実習施設の実習指導者が協力して責任をもった指導体制のもと行う。

実習指導にあたっての具体的な方策は次の通りである。

- 1) 各実習科目とも、講義等における学習内容を基盤にして、学生が学習目標を達成できるように実習目標・方法等の詳細な「実習要項」を作成し、実習に対する留意点、心構えなどを含めた十分な事前学習を行ったうえで実習に臨むこととする。
- 2) 各看護学を担当し、高い実践能力を持った専任教員及び助手が指導を行う。
- 3) 学生の実習体験を概念化することを重視し、カンファレンスには専任教員や実習施設の実習指導者が参加し責任を持った指導にあたる。
- 4) 各実習科目担当者等からなる「実習調整委員会」を設置し、情報交換などを通して相互理解・協力体制による各実習の質の均一化を図るとともに、各実習施設との連絡・調整にあたる。
- 5) 「実習調整委員会」は、適宜、実習施設の実習指導者やスタッフを対象に研修会などを実施し、実習の質の向上を図る。
- 6) 実習場所は、桐生市を中心に群馬県内（一部栃木県）の教育的な保健医療及び福祉施設とし、高度医療からグループホームまでのさまざまな対象に応じた看護を十分に学ぶことができるように編成する。



## **(5) 実習施設との連携**

学生を受け入れる実習施設の実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、学生が主体的・創造的に学習に取り組み、より良い実習が実施できるように努める。

また、実習施設の施設長及び大学の学科長・実習責任者からなる「連絡協議会」を設け、定期的な情報交換・意見交換を行い、教育方針・実習目的・計画・方法等についての相互理解を図り、実習の質の向上を図るとともに、実習指導の主体は大学側にあることを認識し、専任教員は実習の学習指導に責任を持ってあたる。**(資料 10)**

## **(6) 教員及び助手の配置 指導計画**

- 1) 実習施設毎に専任教員を配置し、各実習施設の実習指導者と連携し、実習の計画・実施・評価について責任を持つ。指導体制は分野別担当制とし、講義、実習指導に一貫性をもたせる。**(資料 11)**
- 2) 学生の指導には専任教員が責任を持ってあたるものとし、各実習施設の実習指導者等にも協力を得て、各実習の質の保証と学生及び対象の安全の確保に努め、実習目標が達成できるようにする。

## **(7) 実習の評価と単位認定**

実習を担当する専任教員は、実習施設の実習指導者と協議のうえ、出席状況、実習内容、実習態度及び実習記録等を総合的に評価を行い、単位認定を行う。

## **(8) 事故防止 個人情報保護への対策**

臨床実習の開始前に、本学臨床実習担当教員及び実習施設における実習指導者による臨地実習指導者会議を通して、マニュアル等を確認し、「実習の手引き」を通じて、事故防止・個人情報保護に関しての周知徹底を図る。

また、各実習前に学科長を中心とした実習担当教員全員で、オリエンテーションを実施し、実習の意義や目的、実習中の心得などについて指導を行う。さらに、グループオリエンテーションで、実習の配属先・実習内容に応じた指導を実施し、下記内容についての周知徹底を図る。

実習の意義・目的を理解させ、実習に対する意欲を持たせる。

実習内容や実習の指導体制について理解させる。

実習先で必要とされる専門技術の基礎について理解させる。

個人情報の保護と守秘義務については、関係法令集及び個人情報保護マニュアルを配布し、視聴覚教材などを利用して十分に理解させ

る。

社会人及び看護師としての接遇、態度、姿勢、身だしなみ等に注意させる。

各実習施設におけるルールを遵守させる。

「実習の手引き」や「事故対策マニュアル」などを配布し、学生がいつでも確認できるようにする。

予期せぬ事故や事態が発生した場合の対処について、以下の手順で対応するよう指導する。

- ・ 事故、事態について、実習現場の指導者・職員等に速やかに報告し、指示を待つ。
- ・ 大学の担当教員に連絡し、事故、事態の報告をする。
- ・ 連絡を受けた担当教員は、速やかに学科長及び学部長に連絡をし、対応策について協議し迅速に対応する。
- ・ 実習地への通学途中等の事故等については、人命救助を最優先し、警察等へ連絡後、実習先・大学へと連絡する。

## 7. 指定規則との対比について

医療保健学部の看護学科の教育課程は、保健師・助産師・看護師養成所指定規則の別表1・別表3で定められている教育内容を包括し、保健師養成所及び看護師養成所の指定基準を満たしている。(資料16(1))

## 8. 養護教諭の養成について

医療保健学部看護学科では、養護教諭を養成することとする。桐生大学の「設置の趣旨」である「地域社会への貢献」を、地域の学校現場で、児童・生徒の心身の健全な発達を支援する「養護教諭」の育成という点でも実践することとした。栄養学科で、地域の子どもたちの「食育」を担当する「栄養教諭」の養成と相まって、地域の子どもたちへの多方面からの「健康支援」が可能になる。

養護教諭一種の教員免許を取得するためには、「教科に関する科目」28単位、「教科または教職に関する科目」8単位、「教職に関する科目」21単位を取得しなければならない(資料20)ではあるが、本学では、学生が養護教諭一種の教員免許を無理なく取得できるように十分に配慮したカリキュラムとしている(履修モデル、資料21)。実習支援については、医療保健学部の共通組織として設置された大学内外の連絡調整を行う「桐生大学教職課程委員会」

において、実習先、都道府県および市町村教育委員会と密接に連携しながら進めていく予定である(資料22)。実習については、とくに地域社会の全面的な協力を得て、本学が位置している近隣地域である「みどり市」「桐生市」「太田市」の教育委員会管下の小学校及び中学校において実施する(資料22)予定であり、すでに各教育委員会から承諾書を取得している。

# 栄養学科

## 1. 学科の特色

### (1) 基本的な考え方

我が国ではいま、「少子・高齢化」や「国際化」とそれともなう社会的変化が急速に進んでいる。同時に、生活様式・食生活の変化に関わる「生活習慣病」の増加とその若年化が進んでいる。これらに起因する「食」の乱れが指摘され、人間生活と「食」の在り方の再考や「食育」の必要性も生じている。さらに、さまざまな分野で「国際化」の進む今日、医療保健分野も例外ではなく、外国人患者や医療関係者及び関連施設と接する機会が多くなっている。

栄養学科においては、高度な専門的知識と技術を持った資質の高い管理栄養士の養成を基本的視点とし、看護学科とおなじく関係諸機関との連携をはかりながら、厚生行政、医療機関、障害介護施設、学校栄養等の保健医療サービスの担い手として、その役割を十分に発揮できる新しい時代が求める管理栄養士の育成と、研究教育を充実し、地域保健の充実や人々の健康保持増進に寄与・貢献できるようにすることが第一の特色である。

第二の特色は、生活習慣病など、生活様式の変化による健康問題が急増している今日、地域社会の栄養教育ニーズへの対応と地域保健医療に貢献できる栄養教育をすることである。

第三の特色は、少子化を迎えた我が国では、医療従事者にも外国人留学生を育成する必要性が生じてきている。本学の位置する近隣地域は在留外国人が多く、この人たちの地域保健医療の需要も高い。したがって、これらのニーズに対応するために適切な地域であることを認識し、国際化を考慮した医療保健専門職者の養成を積極的に進めていくことである。

このように、本学医療保健学部栄養学科では、平成17年1月に中央教育審議会から答申された「我が国の高等教育の将来像」の「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」に記載される7項目のうち、「幅広い職業人養成」を主軸とするほか、栄養という「特定の専門的分野の教育・研究」及び「社会貢献昨日」に比重をおいた教育研究に取り組むことを特色としている。

### (2) 教育目標

前述の基本的な考え方を踏まえながら、以下の教育目標を設定する。

### 自立した専門職としての知識・技能・態度・及び考え方の総合的 力の育成

高度化・専門化する医療、多様化するニーズに対応するためには、科学的根拠に基づいた専門的知識・技術、倫理観に基づく的確な判断能力と実践力が求められる。

このため、あらゆる場や状況において的確に対応することのできる能力を養う。

#### 人間愛と奉仕の精神に基づく豊かな人間性の育成

豊かな人生の源、健全な「食と健康」の探求と生活の質の向上が求められる社会では、生涯を通して「人類の健康・福祉」を基盤に、確固とした倫理観をもち、豊かな感性と人間愛に満ちた人材が求められる。

このため、今日の社会が求めているチーム医療等にも、栄養管理の面からなくてはならないスタッフとして、広い視野と高度な知識・技術を身につけ地域や人々の健康増進のために役立てる能力を養う。

#### ? 健康維持・増進、疾病・障害対策のための栄養管理と栄養教育に対応 できる管理栄養士の育成

少子化、高齢化、国際化など、現代社会の抱える保健・医療・福祉等のさまざまな問題に対応するためには、「心とからだ」の両面からケアできる多様な知識や技術と豊かな感性を備えた専門職が必要である。このため、「健康増進、疾病・障害対策に重要な栄養について」適正な栄養管理や栄養教育・指導のできる高度な知識・技術を有し、資質の高い管理栄養士として人々の健康の維持・増進に寄与するとともにヒューマンサービスの担い手として、地域社会における医療機関、障害介護施設、厚生行政、学校栄養教諭等のニーズに対応する人材の養成と、さらには国際社会においても活躍できる能力をもつ人材を養成する。

#### 地域の保健・医療・福祉分野における「食と健康」に関する実践的職業 人の養成

本学のめざす「実学実践」の教育理念を実現するためには、高度な知識・技術を有する専門職としての側面を養うだけでなく、地域の保健・医療・福祉の現場で、状況に応じた対応の出来る実践的職業人となるような教育を実施していく。

### (3) 学部 学科の編成

学部名	学科名	入学定員	編入学定員と年次	収容定員
医療保健学部	栄養学科	60名	10名(3年次)	260名

## 2.教育課程の編成の考え方及び特色

### (1)教育課程編成の基本的方針

栄養学科の教育課程は、教育目的を達成するために、「学部共通科目」と「専門教育科目」に区分し、それぞれの教育が有機的に連携し体系的に学習できるように編成してある。「学部共通科目」は、医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする科目群を設定した。

枠組みとしては、「人間」の理解を基軸に、「人間と社会」、「人間と環境」、「人間と情報・コミュニケーション」を土台とし、人として身につけるべき対象を区分して、「法学」、「国際文化論」、「生物学」などの教養科目を配置するほか、国際化・情報化等の時代の要請を踏まえ、外国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）によるコミュニケーション能力や環境教育の正しい理解と実践力（環境論）、コンピュータによる情報処理能力（情報処理演習）といった、次代を担う人材に不可欠な知的技能の修得も重視した。

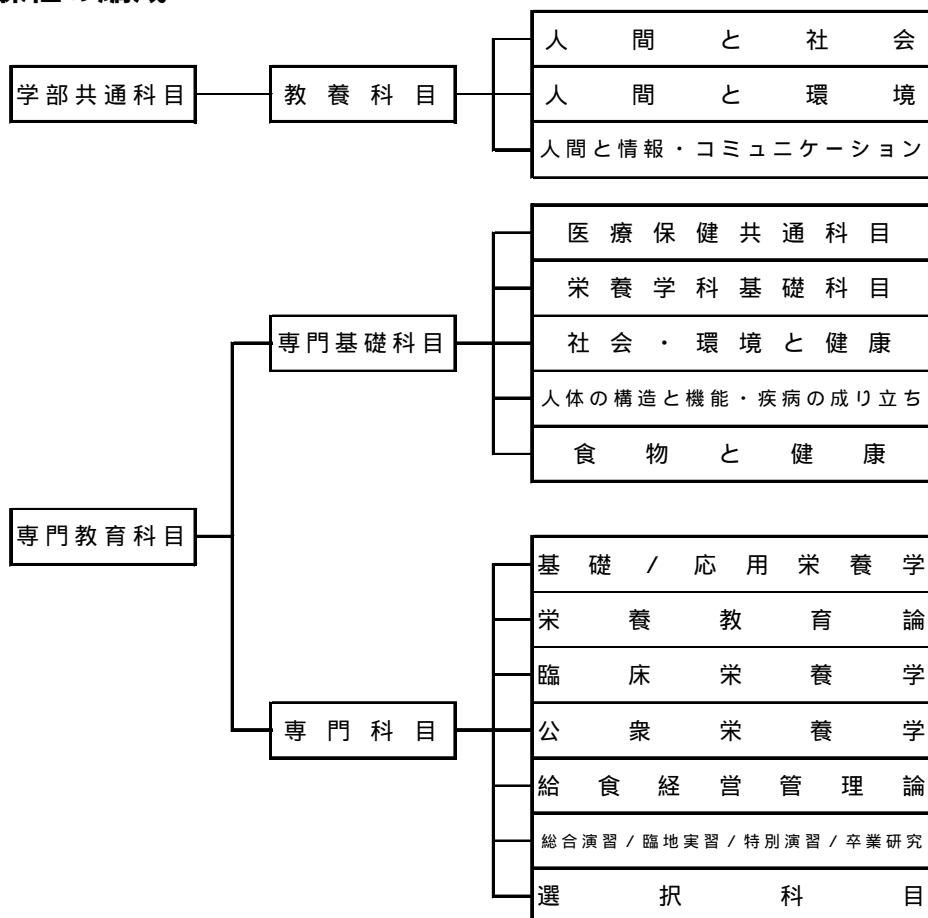
なお、「学部共通科目」は、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」や中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」にあるように、教養教育の重視とともに教養教育と専門教育を有機的に統合した科目編成にしている。

「専門教育科目」は、「専門基礎科目」と「専門科目」で構成し、「専門基礎科目」は、「人間と環境の理解」を主軸に、栄養学科では「食品・健康・環境・生活」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的基礎科目群で設定した。

特に、保健・医療に関わる看護学と食育・健康などに関わる栄養学を人間総合科学の一分野として捉え、相互に共通する教育目標である「人間の理解」と地域・保健医療の基礎的知識の修得のため、「保健医療福祉行政論」、「地域保健福祉論」、「生命科学」、「チーム医療論」、「行動科学」そして「合同臨地実習」を「医療保健共通科目」として設定した。

「専門科目」は、基礎・基本から実践・応用まで、多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が管理栄養士としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習することを目的とし、それぞれの専門性を高め、将来を見据えた資格に対応できる科目群で構成した。

## 教育課程の編成



## (2) 教育課程の概要と特色

### A. 教育課程の概要

本教育課程は、学部共通科目（教養科目）、専門基礎科目、専門科目からなり、次の各科目によって構成される。

#### (イ) 学部共通科目（教養科目）

学校教育法第52条の大学教育の目的、ならびに本学の教育理念、教育目標を踏まえ、人文・自然・社会に関する諸科学を基盤として、幅広い教養と豊かな人間性の涵養とともに、国際的な視野・見識を深めるために、人間の理解を基軸に「人間と社会」、「人間と環境」、「人間と情報・コミュニケーション」という科目群で設定した。

特に、「人間と環境」では、桐生短期大学で取得している、国際環境認証規格・ISO14001の推進と実践を理解することを基盤にしている。

## 人間と社会

人間存在の意味や人間の尊厳・内面・行動など、人間についての理解を深めるとともに、情報化・国際化の進展する社会に対応できる多様な文化や価値観について学ぶことを目的とする。

哲学・倫理学 心理学 教育原論 法学 日本国憲法 国際文化論  
家族関係論 スポーツ科学 (レクリエーションとしてのスポーツ)  
スポーツ科学 (トレーニングの方法)

## 人間と環境

人間の築いてきた生活や文化、人間の発生や発達、地球・環境との関係などを自然科学的側面から理解することを目的とする。

環境論 人間発達学 物理学 生物学 化学 生活とデザイン  
地域社会学 人間工学

## 人間と情報・コミュニケーション

人間と人間の関わりについての理解とともに、健全な人間関係を形成する知識や技術の修得と、語学を通して自己表現・コミュニケーション能力を身につけることを目的とする。

さらに、現代社会における情報の意味を理解し、情報処理の基本的な知識・技術を身につけるとともに、情報の収集・選択・活用のできる情報リテラシー能力の習得を目的とする。

コミュニケーション論 基礎英語 (Listening & Reading)  
基礎英語 (Speaking & Writing) 実践英会話 医療保健英語  
英書講読 中国語 スペイン語 ポルトガル語 統計学  
情報処理基礎演習 情報処理応用演習 文献検索とクリティーク

## (ロ)専門基礎科目

### 医療保健共通科目

人間総合科学の一分野である、保健・医療及び食育・健康などに関わる「人間の理解」と地域・行政との関わりを修得するため、「医療保健共通科目」を設定した。

医療保健福祉行政論 地域保健福祉論 チーム医療論 生命科学  
行動科学 合同臨地実習

まず、栄養学科として不可欠な基本的知識を「栄養学科基礎科目」で学習した後、医療保健学的視点から、人間の生活と食品・健康・環境・生涯発達を理解するための基礎及び医療保健専門職者としての豊かな人間性の形成をめざし、専門科目を学ぶための導入として、「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能・疾病の成り立ち」、「食物と健康」の3科目群を設定した。



## 栄養学科基礎科目

管理栄養士として活動する上で不可欠な基本的知識を修得することを目的とする。

管理栄養士活動論 生物有機化学 医療保健統計学 食文化論  
コーチング

## 社会・環境と健康

人間や生活についての理解を深めるとともに、社会や環境が人間の健康にどのように影響しているか、また、人間の健康を保持増進するための社会や環境はどうあるべきか、社会や環境と健康の関わりについて理解することを目的とする。

公衆衛生学 健康管理概論

## 人体の構造と機能・疾病の成り立ち

人体の構造や機能を系統的に理解するとともに、主要疾患の成因や病態、診断、治療等について理解することを目的とする。

解剖生理学（人体の組成や器官の構造と生理機能） 解剖生理学（形成機構・恒常性維持機構） 解剖生理学実験（人体の構造の観察・計測） 解剖生理学実験（人体の生理の観察・測定） 生化学（基礎生化学） 生化学（栄養生化学） 生化学実験（基礎生化学実験） 生化学実験（栄養生化学実験） 免疫学（生体防御を含む）  
病理学（感染症を含む） 病理学実験 臨床医学概論

## 食物と健康

食品の各種成分を理解し、食品の生育・生産から、加工・調理を経て、人に摂取されるまでの過程について学び、人体に対しての栄養面・安全面等への影響や評価について理解することを目的とする。

食品学総論 食品学各論（食品機能論を含む） 食品加工学 食品学実験（食品学総論実験） 食品学実験（食品学各論実験、食品加工実験を含む）  
食品衛生学 食品衛生学実験 調理科学 調理学実習（調理の基本技術と理論） 調理学実習（食品の調理性と調理手法）

## (八) 専門科目

栄養学の専門的知識・技術を深め、科学的知識に基づいた実践的能力を培い専門職者としての基礎を学修するため、栄養学科では「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の6領域に区分した。

### 基礎栄養学

栄養とは何か、その意義を理解し、健康の保持・増進、疾病の予防・治療における栄養の役割とともにエネルギーや栄養素の代謝とその生理的意義を学ぶことを目的とする。

基礎栄養学 基礎栄養学実験

### 応用栄養学

身体状況や栄養状態に応じた栄養管理の考え方や妊娠や発育、加齢など人体の構造や機能の変化に応じた栄養状態の特徴を理解し、栄養状態の評価・判定（栄養アセスメント）の基本的な考え方、及び健康増進、疾病予防に寄与する栄養素の機能等の健康への影響に関するリスク管理の考え方や方法を学ぶことを目的とする。

応用栄養学 ライフステージ栄養学（母性・乳幼児・学童）ライフステージ栄養学（思春期・成人期・高齢期） ライフステージ栄養学実習

### 栄養教育論

健康・栄養状態、食行動、食環境等の評価・判定に基づき、栄養教育プログラムの作成・実施・評価を総合的にマネジメントする能力を養い、そのために必要とされる健康・栄養教育に関する理論と方法を修得することを目的とする。

栄養教育論（栄養士活動の歴史とその実際） 栄養教育論（予防医学と栄養教育の理論と技術） 栄養教育論実習（個人を対象にした栄養教育） 栄養教育論実習（集団栄養教育）ニュートリションコーチング

### 臨床栄養学

疾病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理を行う能力を養い、栄養アセスメントに基づいた栄養ケアプランの作成・実施・評価に関する総合的なマネジメントの考え方を理解し、具体的な栄養状態の評価・判定、栄養補給、栄養教育、食品と医薬品の相互作用について修得するとともに、医療・介護制度やチーム医療における管理栄養士の役割を理解することを目的とする。

臨床栄養学（栄養アセスメント・栄養ケア） 臨床栄養学（栄養マネジメント） 臨床栄養学（臨床栄養活動論） 臨床栄養学実習（臨床栄養学学内実習） 栄養療法論 栄養療法論実習

### 公衆栄養学

地域や職場等における保健・医療・福祉・介護システムの栄養関連サービスに関するプログラムの作成・実施・評価を総合的にマネジメントする能力を養い、栄養疫学、栄養政策の企画・評価について理解し、社会資源

の活用や栄養情報の管理、コミュニケーション管理などの仕組みについて学ぶことを目的とする。

公衆栄養学 公衆栄養学実習（公衆栄養学学内実習） 地域栄養活動論  
地域栄養活動論実習 地域栄養アセスメント

### 給食経営管理論

給食運営や関連の資源を総合的に判断し、栄養面、安全面、経済面全般のマネジメントを行う能力を養い、マーケティングの原理や応用について理解し、組織管理などマネジメントの基礎を修得することを目的とする。

給食計画論 大量調理論 給食経営管理論 給食経営管理論実習（給食経営管理学内実習）

### 総合演習

また、「管理栄養士給食演習」は、栄養評価・判定に基づいた適正な栄養管理を行うため各教育内容ごとに修得した知識・技能を統合する能力が必要とされることから、専門分野の各教育内容を包含する演習内容の位置づけとした。

管理栄養士給食演習（臨地実習事前事後指導） 管理栄養士給食演習  
（管理栄養士としての総合的能力の養成）

### 臨地実習

「臨地実習」は、内容の充実に努め学内で修得した知識・技術を栄養管理の実践の場に適用し、理論と実践のともなう質の高い管理栄養士の養成を主眼としている。

給食経営管理論実習（学校・事業所） 臨床栄養学実習（病院等，給食の運営を含む） 公衆栄養学実習（保健所・保健センター等）

### 特別演習

専門基礎科目及び専門科目で学習したことがらを4つの段階にわけ、統合・発展させるため、「特別演習」を設定した。

特別演習（専門基礎科目の定着） 特別演習（履修済科目の復習・強化） 特別演習（専門分野の応用力養成） 特別演習（統合とまとめ）

### 選択科目

実践的な管理栄養士として活躍するため、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、管理栄養士として不可欠な知識・技術を学習する必修科目に加えて、選択科目を設定した。

薬理学 食品バイオテクノロジー 調理科学実験 調理学実習  
（世界の料理と調理手法）健康スポーツ栄養学 食事介護論

栄養教諭論 学校食育指導論 クックチルシステム概論演習 フードスペシャリスト論 フードマーケティング論 フードコーディネーター論
--

## B.教育課程の特徴

教育課程の特徴を、各科目群ごとに示す。

### (イ) 学部共通科目 (教養科目) の特徴

学部共通科目は、保健・医療分野における「人間の理解」の考え方を基本とし、実践的な専門的職業人としての資質を養うため、看護学科・栄養学科の枠を超えて共通に求められる知識を得るとともに豊かな人間性の確立と情報化・国際化の進む社会に的確に対応できる能力を養うことを目的とする科目で構成した。

教養科目としての位置づけから、幅広い教養と豊かな人間性を涵養するとともに、個々の人間や地域・社会・文化に対する幅広い理解の促進を目的とした科目群を設定した。文化の理解では、幅広い教養を身につけるために、「国際文化論」を配置した。人間の理解では、人間の心や体について理解を深めるとともに、豊かな人間性を育むため、「哲学・倫理学」、「心理学」、「スポーツ科学」を配置した。

地域・社会の理解では、現代社会や国際社会を幅広く理解するため、「法学」、「日本国憲法」、「国際文化論」を配置した。また、「まちづくり・環境づくり」をコンセプトに、地域への貢献や環境問題に対する意識の高揚をめざし「地域社会学」、「環境論」を配置する。

国際社会や多様なコミュニケーション能力が求められる現代社会に対応するため、「コミュニケーション論」を必修科目として配した。そして、「外国語」として「英語」を主軸に、国際的に活躍できる人材を育成する観点から「英語」に重点を置き、「基礎英語」、「実践英会話」の他、「医療保健英語」、「英書講読」から、より学術的なトピックスを中心にした実践的な英語教育ができるようにした。また、南米やアジア圏からの外国人居住者が多い地域性を考慮し、「中国語」、「スペイン語」、「ポルトガル語」を配置した。さらに、より高度化・専門化する情報技術の情報リテラシー能力を身につけるため、「統計学」、「情報処理基礎演習」、「情報処理応用演習」、「文献検索クリティーク」を配置した。

## (ロ) 専門基礎科目の特徴

現代社会が抱えている健康・医療・福祉等のさまざまな問題に対応し、地域社会で実践的に対応できるようにするため、また医療の現場を「心とからだ」の両面からケアできるよう、「医療保健共通科目」として、「医療保健福祉行政論」、「地域保健福祉論」、「生命科学」、「チーム医療論」、「行動科学」を配置した。さらに、看護学科と合同で地域の医療福祉現場を体験する「合同臨地実習」を設けた。

「健康とは何か」、人間の健康を規定する要因として幅広く社会・環境を理解し、主として集団を対象とした健康の維持・増進プログラムを実践するために必要な知識や技能の修得を目的とし、「公衆衛生学」、「健康管理概論」などを配置した。

管理栄養士として、基本的に必要な医学や医療に関する知識の理解を深めるために、「生化学」、「解剖生理学」、「免疫学（生体防御を含む）」、「病理学（感染症を含む）」のほか、さまざまな疾患やその原因、診断、治療法など、一般的な概念を幅広く理解するために、「臨床医学概論」を配置した。

また、知識をより深く実証的に学ぶために「解剖生理学実験」、「生化学実験」、「病理学実験」を配置した。

管理栄養士として、食品の各種成分を理解するとともに、人体に対する栄養面・安全面等への影響や評価など、科学的根拠に基づく対応ができるように、「食品学総論」、「調理科学」、「食品学各論（食品機能論を含む）」などのほか、食品の保蔵・加工・包装・流通や衛生・安全性に関する知識や技術について学ぶ「食品加工学」、「食品衛生学」などを配置した。

また、知識をより深く実証的に学ぶために「食品学実験」、「食品衛生学実験」、「調理学実習」など、実験・実習を配置した。

## (ハ) 専門科目の特徴

医療現場に強い管理栄養士を養成するため、知識・技能などの総合的な能力に加え、チーム医療の場での医師や看護師など他の専門職とのコミュニケーション能力、福祉・介護システムの中での栄養・給食関連のマネジメントや他の専門職との協働・協力関係、健康保持増進、疾病予防のための栄養教育方法など、多彩な進路に対応できる能力を養うため、「地域栄養活動論」、「臨床栄養学」、「栄養療法論」、「食事介護論」などを配置した。

フードサイエンスから食文化まで幅広い分野を学習できるよう、多様なニーズに対応できる知識・技術の習得をめざし、「栄養教育論」、「健康スポーツ栄養学」などのほか、フードスペシャリストや栄養教諭などの資格取得のため「フードスペシャリスト論」、「栄養教諭論」などの科目を配置した。

実験・実習を重視し、講義で学んだことを実験・実習で自ら実証的に学べるようにした。臨地実習は少人数のグループで行われ、地域の病院や市町村保健センター、福祉施設、学校、各事業所など、さまざまな現場で行い、実践活動を通して課題発見能力や問題解決能力を養い、適切なマネジメントを行うために必要な専門知識を学べるよう各実験・実習を配置した。

### 3. 教員組織の編成の考え方及び特色

栄養学科では、「専門科目」を大きく「基礎・応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」、「総合演習・臨地実習」の6領域で構成し、各々の領域ごとの授業科目数及び単位数に応じて、相応の教育経験、教育研究業績、実務経験を有する教授、准教授及び講師を適切に配置する。

特に、新大学・学部の開設にともない、長年の教育経験及び十分なる教育研究業績等を有するベテランの教授を採用し、適切な教育研究の指導・運営が図れるよう配慮した。主要科目である「栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」など、より高い専門性の科目は、栄養学の基礎が習得できるよう、十分な教育研究業績を有する博士の学位を有する専任の教授が担当し、専門的な知識や技能の習得とともに実践能力を養う各領域の「演習・実習」などの科目は、実務経験の豊かな教授、准教授及び講師が担当する。さらに、実験・実習の重視の観点から、実践的な知識・技術を習得するために必要な各領域における実験・実習などにおいて、学生への適切な指導・助言を行うために必要な助手を配置する。

さらに、教育研究において高い業績を有する教員と保健医療機関における豊かな実務経験を有する教員とを適切に配置し、高い教育研究レベルの維持とともに、大学の教育研究機能を果たすために基準教員数を上回る数の専任教員を配置するほか、次世代を担う若手教員の育成にも努めていきたいと考える。

各領域における教員の職位別年齢構成及び学位の取得状況は、別紙の通りである。(資料4(2))

なお、大学設置にあたり、現行の定年規程（資料18(1)）に抵触する教員が4名いるが、そのうち1名は定年規程第5条により規程の適用除外であり、また、今回採用する3名の教員については、大学開設にあたり本学の教育研究活動及び管理運営に不可欠な人材である。そのため、平成19年5月の理事会において現行の規程を見直し（資料18(2)）、本学の専任教員として採用できる体制を整備する。

## 4. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### (1) 教育方法

#### 学部共通科目による学部一貫教育授業

本学の教育目標にそって、基礎・教養科目を学部共通科目として位置づけ、保健医療分野の相互理解と学生間共通の学習経験ができるようにする。

#### 体系的カリキュラムによる実践的授業形態の実施

即戦力のある専門職者の育成という観点から、知識と技術を系統的に学習できるよう体系づけ、講義以外に演習・実験・実習を多く取り入れ効果的な学習ができるようにする。（資料6(1)・(3)）

特に、「専門科目」においては、理論と実践を結びつけて学習できるように、各領域で「概論」や「総論」を学んだ後、専門的なスキルを身につけるための「演習」、そして「実験・実習」へと移行し、さらに、「臨地実習」へと進む体系的な編成にしている。また、関連施設との連携を強化し教育の充実を図る。

#### 高い実践能力を持つ専任教員による教育

豊富な実務経験及び教育経験を持つ教員を中心として、講義・演習・実験を展開し、高い実践能力の獲得と教育目標の達成を目指す。

#### オムニバスによる授業

「専門科目」や「実験・演習」などでは、実習施設や各領域において幅広い知識や技術の理解と多面的な理解が必要なため、専門領域の異なる教員によるオムニバス授業を展開する。

#### 少人数教育の実施

学生が主体的・効果的に学習できるよう、「演習・実習」では少人数のグループに分けてきめ細かな授業を行う。特に、「臨地実習」においては、1グループ5～6人の少人数で徹底した実践教育を目指す。

#### セメスター制の導入

1年間を前期・後期の2学期とし、学生が短期間に集中して学習で

きるよう、セメスター制を導入する。

## (2) 履修指導方法

### ガイダンスの実施

- 1) 入学時にガイダンスを実施し、カリキュラム編成の考え方、履修方法、学習方法などについて指導するとともに、大学での学びや将来の進路についても考えられるようにする。
- 2) 各年次の開始前にガイダンスを実施し、開講科目や履修指導を行い学習計画の支援をする。

### 履修モデルの提示

より充実した大学生活が送れるよう履修モデルを提示し、卒業、国家試験受験資格及びフードスペシャリスト、食品衛生管理者、食品衛生監視員等の各資格取得に必要な科目についての理解を促し、学生が主体性を持って履修計画のできるようにする。(資料12)

### 履修指導体制の整備

- 1) 各学年に担任制度を設け、主任、担任及び副担任を配置し、専任教員がその任にあたる。教員は、学生の履修方法や学生生活に関する相談に応じ指導にあたる。また、事務局の学生部、教務部とも連携し、随時、学習面・生活面等の相談・指導ができるようにする。
- 2) オフィスアワーやゼミナール等を通して、学生が教員との交流や的確な助言が得られるようにする。

### シラバス 講義要項の作成

学生の4年間の履修計画を支援するため、すべての授業科目においてシラバス・講義要項を作成し、教育目的・目標・内容・評価方法などを学生に明示する。

## (3) 卒業の要件

医療保健学部栄養学科における卒業に必要な単位数を126単位以上とし、その内容は次の通りとする。

区分	必修	選択	合計
学部共通科目	4	20	24
専門基礎科目	49	8	102
専門科目	45		
合計	98	28	126

## 5. 資格取得について

- (1) 栄養学科においては、卒業要件の単位を取得すると、卒業と同時に管理栄養士国家試験受験資格が取得できる。



また、所定の単位を履修、習得することにより、栄養教諭一種免許が取得できる。

## 6. 実習の具体的計画

### (1) 実習の基本方針

栄養学実習では、管理栄養士に必要とされる知識・技能・態度及び考え方の総合能力を養うとともに、臨地実習では、病院・学校・給食施設など、栄養管理の実践的な活動の場を体験することにより、業務上の課題や問題を発見し解決する能力を身につけることを目的とする。

また、各実習を通して管理栄養士としての自覚を培い、保健医療及び食物栄養分野における管理栄養士の役割について理解を深めることを目的とする。

### (2) 実習科目の構成と概要

実習の基本構成は、専門科目の「給食経営管理論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」の各分野において実施することとし、段階的に学習できるように構成している。2年次後期の「給食経営管理論実習（給食経営管理内実習）」から始まり、その内容としては、献立の計画・立案から喫食に至るまでの一連の流れを学習し、臨地実習の基本的な知識及び体験を事前学習できるように構成している。

臨地実習では、「給食経営管理論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」の各分野における課題や問題の発見・解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要な専門的知識及び技能の統合が図れるように構成している。（資料13(1)~(3)）

#### 給食経営管理論」分野

給食経営管理論分野では、「給食計画論」、「大量調理論」、「給食経営管理論」の講義を基礎として、「給食経営管理論実習（給食経営管理内実習）」（2年次後期）の実習を行い、学校及び各事業所給食における管理栄養士としての役割や基本的な技術について学習する。

さらに、「給食経営管理論実習（学校・事業所）」（3年次前期）では、特定給食施設（学校・事業所）において、栄養管理や衛生管理のあり方など、給食を運営・管理する事項について実践的に学ぶ。

#### 臨床栄養学」分野

臨床栄養学分野では、「臨床栄養学」及び「栄養療法論」での講義を基礎として、「臨床栄養学実習（臨床栄養学内実習）」（3年次後期）、「栄養療法論実習」（3年次後期）の実習を行い、栄養状態の判

定及び傷疾者の栄養ケアプランを作成し、栄養アセスメントの必要性を含めた食事療法の理解と栄養補給法について学ぶ。

さらに、「臨床栄養学実習（病院等，給食の運営を含む）」（4年次）では、病院において、傷病者を対象とした栄養管理・食事管理の実際を学習し、病態や栄養状態の特徴に基づいた適切な栄養マネジメントのできる能力を学習する。

#### 「公衆栄養学」分野

公衆栄養学分野では、「公衆栄養学」、「地域栄養活動論」での講義を基礎として、「公衆栄養学実習（公衆栄養学学内実習）」（3年次前期）「地域栄養活動論実習」（3年次前期）の実習を行い、地域や職域等における健康・栄養問題の理解と栄養関連サービス提供のためのマネジメント能力の地域を基盤とした業務の実際と栄養行政の概要について学ぶ。

さらに、「公衆栄養学実習（保健所・保健センター等）」（3年次後期）では、保健所において、保健所・市町村保健センター等の概要及び役割・機能・業務内容を理解するとともに、地域を基盤とした業務の実際と栄養行政について学習する。

### (3) 実習施設の確保

管理栄養士については、急速な少子高齢化、生活習慣病などの健康問題並びに人々のライフスタイルの多様化等、医療機関、学校、地域、企業など活動の場がさらに広がっている。また、栄養教諭の制度化にともない、食育の中心的存在としての重要性も高まっている。

そこで、実習施設は、桐生市民、みどり市民及び広域圏の医療の中心を担っている、桐生厚生総合病院などの医療機関19施設の他、健康福祉事務所11施設、学校給食センター11施設、事業所13施設と、広範囲の分野・対象に対応できる管理栄養士の養成に十分な施設数を確保している。（資料14(1)~(5)）

### (4) 実習水準の確保の方策

実習の目的や実習の水準を確保・達成するために、実習ごとに専任教員及び助手を配置し、実習の計画・実施・評価を行う。また、指導に際しては、担当教員及び各実習施設の実習指導者が協力して責任をもった指導体制のもと行う。

実習指導にあたっての具体的な方策は次の通りである。

- 1) 各実習科目とも、講義等における学習内容を基盤にして、学生が学習目標を達成できるように実習目標・方法等の詳細な「実習要項」を作成し、実習に対する留意点、心構えなどを含めた十分な事前学習を行ったうえで実習に臨むこととする。

- 2) 「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」及び「給食の運営」等を担当し、高い実践能力を持った専任教員及び助手が指導を行う。
- 3) 学生の実習体験を概念化することを重視し、カンファレンスには専任教員や実習施設の実習指導者が参加し責任を持った指導にあたる。
- 4) 各実習科目担当者等からなる「実習調整委員会」を設置し、情報交換などを通して相互理解・協力体制による各実習の質の均一化を図るとともに、各実習施設との連絡・調整にあたる。
- 5) 「実習調整委員会」は、適宜、実習施設の実習指導者やスタッフを対象に研修会などを実施し、実習の質の向上を図る。
- 6) 実習の評価は、実習施設の実習指導者の評価、出欠等の状況、レポート等を参考にして、各科目担当教員が総合的に評価し、単位を認定する。

#### **(5) 実習施設との連携**

学生を受け入れる実習施設の実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、学生が主体的・創造的に学習に取り組み、より良い実習が実施できるように努める。

また、実習施設の施設長及び大学の学科長・実習責任者からなる「連絡協議会」を設け、定期的な情報交換・意見交換を行い、教育方針・実習目的・計画・方法等についての相互理解を図り、実習の質の向上を図るとともに、実習指導の主体は大学側にあることを認識し、専任教員は実習の学習指導に責任を持ってあたる。(資料10)

#### **(6) 教員及び助手の配置 指導計画**

- 1) 実習施設毎に専任教員を配置し、各実習施設の実習指導者と連携し、実習の計画・実施・評価について責任を持つ。指導体制は巡回制とし、実習指導に支障のないようにする。(資料15)
- 2) 学生の指導には専任教員が責任を持ってあたるものとし、各実習施設の実習指導者等にも協力を得て、各実習の質の保証と学生及び対象の安全の確保に努め、実習目標が達成できるようにする。

#### **(7) 実習の評価と単位認定**

実習を担当する専任教員は、実習施設の実習指導者と協議のうえ、出席状況、実習内容、実習態度及び実習記録等を総合的に評価を行い、単位の認定を行う。

#### **(8) 事故防止 個人情報保護への対策**

臨地実習の開始前に、本学臨地実習担当教員及び実習施設における実習

指導者による臨地実習指導者会議を通して、マニュアル等を確認し、「実習の手引き」を通じて、事故防止・個人情報保護に関する周知徹底を図る。

また、各実習前に学科長を中心とした実習担当教員全員で、オリエンテーションを実施し、実習の意義や目的、実習中の心得などについて指導を行う。さらに、グループオリエンテーションで、実習の配属先・実習内容に応じた指導を実施し、下記内容についての周知徹底を図る。

実習の意義・目的を理解させ、実習に対する意欲を持たせる。

実習内容や実習の指導体制について理解させる。

実習先で必要とされる専門技術の基礎について理解させる。

個人情報の保護と守秘義務については、関係法令集及び個人情報保護マニュアルを配布し、視聴覚教材などを利用して十分に理解させる。

社会人及び看護師・管理栄養士としての接遇、態度、姿勢、身だしなみ等に注意させる。

各実習施設におけるルールを遵守させる。

「実習の手引き」や「事故対策マニュアル」などを配布し、学生がいつでも確認できるようにする。

予期せぬ事故や事態が発生した場合の対処について、以下の手順で対応するよう指導する。

- (ア) 事故、事態について、実習現場の指導者・職員等に速やかに報告し、指示を待つ。
- (イ) 大学の担当教員に連絡し、事故、事態の報告をする。
- (ウ) 連絡を受けた担当教員は、速やかに学科長及び学部長に連絡をし、対応策について協議し迅速に対応する。
- (エ) 通勤途中等の事故等については、人命救助を最優先し、警察等へ連絡後、実習先・大学へと連絡する。

## 7. 指定規則との対比について

医療保健学部の栄養学科の教育課程は、管理栄養士学校指定規則の別表1で定められている教育内容を包括し、管理栄養士学校の指定基準を満たしている。(資料16(2))

## 編入学について

### 1. 編入学の基本方針

近年、短期大学や専門学校の卒業生（一般社会人を含む）が、「もっと広く学びたい」、「専門的な知識を得たい」、「より専門性を活かした資格がほしい」など、さらに高度な学習機会を求める傾向にあり、高学歴志向がより高まっている。また、すでに就業している看護及び栄養の専門職は、高度化や複雑化、多様化する医療保健分野で最新の専門技術と知識を習得する機会を求める生涯学習への意欲が高まってきている。しかし、本学の位置する群馬県東毛地域及び北関東地域での編入可能な看護師養成学部及び管理栄養士養成学部は存在しない。

このため、看護師養成施設卒業者及び栄養士養成施設卒業者並びに社会人の進学機会を確保するために、看護学科・栄養学科ともに、3年次に10人を定員とする編入学を実施する。

編入学の出願資格は、看護学科では、看護師養成短期大学又は看護系専修学校を卒業又は卒業見込みの者で看護師免許を取得（取得見込みを含む）している者を対象とする。

栄養学科では、栄養士養成短期大学又は栄養士養成専修学校を卒業又は卒業見込みの者で栄養士免許を取得（取得見込みを含む）している者を対象とする。

### 2. 履修単位数の認定方法

編入学生は、看護師及び栄養士として必要な教育課程を修了しているので、両学科の教育目的・内容を考慮し、各編入学生の履修状況や履修科目の内容を踏まえて、編入学生ごとに履修得単位を認定する。

認定する履修得単位数は、次の通り各学科の授業科目区分ごとに認定する単位の上限を設け、履修得単位数と各学科で定める教育課程に必要な履修単位数を合わせて、126単位以上を卒業必要単位数とする。

区 分	履修単位数の認定の上限	
	看護学科	栄養学科
基礎教養科目	12単位	12単位
専門基礎科目	26単位	22単位
専門科目	42単位	28単位
合 計	80単位	62単位

### 3. 履修指導方法

#### (1) 履修すべき科目

大学及び学部、学科の教育目的、育成する人材像を考慮して、編入学前の学習に関わりなく、各学科において、次の科目は履修しなければならない。

		授 業 科 目	単位数	合計
看護学 科	学部共通科目	コミュニケーション論	1	1
	専門基礎科目	医療保健福祉行政論	2	8
		合同臨地実習	1	
		感染と防御	1	
		疫学と公衆衛生	2	
		保健統計学演習	1	
		国際保健論	1	
	専門科目	看護学原論（ヒューマンケアの基本）	1	14
		対象理解と看護	1	
		家族看護論	1	
		地域・在宅看護学概論	2	
		健康保持増進と障害予防支援	2	
		地域看護体制と看護学機能論	1	
		在宅看護学方法	1	
地域看護学実習		3		
在宅看護学実習		2		
合 計			23	

		授 業 科 目	単位数	合計
栄 養 学 科	学部共通科目	コミュニケーション論	1	1
	専門基礎科目	医療保健福祉行政論	2	11
		合同臨地実習	1	
		コーチング	2	
		健康管理概論	2	
		免疫学（生体防御含む）	2	
		臨床医学概論	2	
	専門科目	ニュートリションコーチング	2	10
		臨床栄養学（臨床栄養活動論）	2	
		栄養療法論	2	
		栄養療法論実習	1	
		公衆栄養学実習（公衆栄養学学内実習）	1	
		地域栄養活動論	1	
		地域栄養活動論実習	1	
合 計			22	

なお、編入学の一例として看護学科については、桐生短期大学看護学科に近接している栃木県の足利短期大学（看護師3年課程）からの編入学のケースについて、栄養学科については、桐生短期大学生活科学科（栄養士養成課程）からの編入学のケースについて、履修得単位認定モデル（資料17(1)・(3)）と編入学後の履修モデル（資料17(2)・(4)）を作成した。

## (2) 指導方法

編入学生に対しては、編入学時に個々の編入学生の履修得単位を確認の上、2年間（3・4年次）の履修モデルを設定するとともに、各学生の履修状況や履修希望に応じたきめ細かな履修相談を実施する。また、編入学生担当指導教員を決め、日常的に学習・生活状況に対する適切な助言・指導を実施する。

## 4. 教育上の配慮

早期に大学の環境に適応し、他の学生と慣れ親しみ、それにより充実した学生生活を送れるよう、編入学時にガイダンスを実施する。

また、編入学生が必要な単位をすべて修得できるよう、時間割編成やその他の学習環境にも配慮し、体系的で効果的な学習を積み上げていけるようにする。そして、学生がそれぞれの学問分野に興味・関心が深められるような配慮をする。

## 入学者選抜の概要

### 1. 入学者受け入れの基本方針

本学の医療保健学部では、幅広い知識と確かな技術を持ち、対応力に優れた保健医療の専門職となりうる人材の育成を目指している。そのためには基礎的な学力のみならず、自ら学び考える能力、論理的に考える能力、集団の中で自分の役割を果たせる能力など、個性豊かな人間性と多様な能力を持つ学生の受け入れを図ることが必要である。

したがって、本学の入学試験では、学力重視の一般入学試験だけではなく、推薦入学試験やAO入学試験・社会人などの特別選抜など、学力検査だけに偏重しない選抜方法を実施し、学力以外の多様な能力を持つ人材を募集する予定である。

入学試験の出願資格は、学校教育法第56条の規定及び入学者選抜実施要項により、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む）学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（及び該当する見込みの者）とする。

### 2. 募集人員及び選抜方法

入学試験制度及び選抜方法については、以下のとおり予定している。

区分	学科	入学定員	募集人員	選 抜 方 法
一 般 選 抜	看護	80名	45名	必要な学力を判定するため、次の学力検査を実施する。 英語 ・英語 （必修） 国語（古文・漢文を除く）(必修) 数学 ・A、生物 、化学 、物理 （1科目選択）
	栄養	60名	35名	必要な学力を判定するため、次の学力検査を実施する。 英語 ・英語 （必修） 国語（古文・漢文を除く）(必修) 数学 ・A、生物 、化学 、物理 （1科目選択）
推 薦 選 抜	看護	80名	35名	学科試験を免除し、小論文及び面接、調査書等の出願書類の内容を総合的に判定する。
	栄養	60名	25名	学科試験を免除し、小論文及び面接、調査書等の出願書類の内容を総合的に判定する。



区分	学科	入学定員	募集人員	選 抜 方 法
編 入 学	看護		10名	看護学に関する学力試験、小論文及び面接の内容を総合的に判定する。
	栄養		10名	栄養学に関する学力試験、小論文及び面接の内容を総合的に判定する。

### 3. 選抜方法

入学者選抜に当たっては、学長を委員長とする入学試験委員会（医療保健学部の教員予定者を含む）を設置し、全教職員の協力のもと大学設置基準第2条の2及び大学入学者選抜実施要項の規定に従い、準備から実施、合否判定に至るまで、公正かつ適切な方法により実施するものとする。

なお、初年度については、日程の都合から一般入学試験と推薦入学試験のみを実施し、2年目以降はAO入学試験及び社会人などの特別選抜において学力検査に偏重しない選抜方法や、センター試験を利用した選抜方法を実施し、多様な受験生の確保に努める予定である。

## 施設・運動場等の整備計画

### 1. 校地、運動場の整備計画

本学のキャンパスは、桐生短期大学の校地、校舎、施設・設備を活用して整備し、大学の管理運営や教育課程に沿って既存施設の一部改修と新たに必要となる施設・設備を増築する

現在、校地面積は32,102.92㎡（校舎・体育施設敷地18,682.29㎡、運動場敷地9,670.41㎡、その他3,750.22㎡）あり、医療保健学部看護学科及び栄養学科を設置しても、大学設置基準第34条及び第35条に定める規定を満たしている。

また、校舎と同一敷地内に保有している運動場、体育館、コミュニティホールは、授業・課外活動・レクリエーションなどのほか、学生の憩いの場所としても活用できる。

### 2. 校舎施設等の整備計画

校地には、主に栄養棟となる新校舎に、管理室、情報処理室、食堂、研究室、実験室、講義室などを含む、あわせて5,560㎡の建物を建築し、既存の看護棟、デザイン棟、平成記念館、コミュニティホール、体育館、運動場などを含めた緑豊かで自然環境に配したキャンパスを形成する。そ

それぞれの建物が学生の動線を考慮し、正門から続く樺並木を中心に左右円形に空間的にも余裕をもった配置となっている。

新築校舎には、管理栄養士養成施設に必要な専用実習室として、栄養教育実習室、臨床栄養実習室、給食経営管理実習室のほか、給食実習室や実験室、情報処理室を設置する。

また、保健師・助産師養成施設としての専用実習室及び教室、研究室を設置し、既存の看護棟と併用することにより、短期大学（3年課程）から大学（4年課程）へ移行しても看護師養成施設として支障のない十分な教育環境・研究環境の整備・確保を行う。

さらに、「学部共通科目」の教育目標を達成するために、大講義室やコンピュータ室などを整備し、施設の充実を図るとともに、教員研究室を新たに整備する。

喫茶・食堂は、休息や交流などにも利用できる多目的スペースを設けて学生・教職員等が充実した学校生活ができるよう配慮してある。

その他、専門図書等の充実を図るために新図書館を設置する。新図書館は、コミュニティホールを改修し校地中央に設置する。

以上のように、大学設置基準第36条及び第40条の2を踏まえ、校舎及び施設など教育研究にふさわしい環境の整備に努める。

### 3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### (1) 図書等の資料

既設の図書館の面積は291m<sup>2</sup>（図書室188m<sup>2</sup>、閲覧室103m<sup>2</sup>）で、平成19年3月末現在で約35,000冊の蔵書がある。この内、看護学関係（医学・薬学・看護学等）の図書が約8,000冊（洋書990冊） 学術雑誌が58種（洋書10種） 栄養関係図書が約3,000冊（洋書10冊） 学術雑誌が12種であり、年間約1,000冊以上の割合で整備している状況である。

医療保健学部開設にあたり、新規に約8,500冊の図書を平成19年度より段階的に整備していく予定である。特に、栄養学関係図書については、開設時に専門図書約2,000冊、学術雑誌10種を整備する計画である。

また、あわせて視聴覚教材等についても随時整備し、地域貢献としての役割である一般市民等への開放を継続していく予定である。

#### (2) 図書館の整備計画

新図書館（約1,053m<sup>2</sup>）は、コミュニティホールを改修し、校地中央に設置する。学生教員等が利用し易いように他棟及び施設からの動

線を考慮した配置になっている。閲覧室、グループ学習室、レファレンスコーナー、視聴覚コーナー、情報検索コーナー等を備えるとともに、図書システムを整備して、書誌情報をデータベース化することで、利用者がウェブ上で蔵書検索ができるようにする。また、学術情報ネットワークなどに接続し、電子ジャーナルや学術情報の入手、他大学・他機関の蔵書検索も行えるよう整備している。

閲覧室は、収容定員の約15%にあたる90席を設置し、学生の学習などに十分な座席数を整備する計画である。

その他、検索コーナー、新聞・雑誌等の閲覧コーナー、視聴覚コーナーなどを整備する。

なお、新図書館はコミュニティホール改修による設置のため、完成時期が開学時より若干遅れる見通しであるが、初年度は旧図書館で対応するために教育研究上、特に問題はない。

## 自己点検・評価について

### 1. 基本方針

大学は、その教育理念や目標を明確にし、その目標を実現するために教育研究等の活動を行うとともに、教育研究等の活動状況、目標の達成状況はもとより管理・運営面についても常にその状況を把握、点検、評価を行わなければならない。自立・自浄の精神に基づき、点検・評価の項目を設定し、目標と活動状況の結果に乖離があれば、教育研究等の活動の改善を行う必要がある。

自己点検・評価を定期的・継続的に実施することによって、大学教育全体の質的な向上充実を図ることを目的とする。

本学では、看護学科を設置した平成9年度より自己点検・評価委員会を設置し、実施内容や実施要項について検討を行い、自己点検・評価を実施し、その成果を報告書としてまとめてきた。平成14年度からは、年次毎に自己点検・評価報告書として冊子にまとめ公表している。また、平成18年度には、自己点検・評価委員会に加えてFD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を発足させ、自己点検・評価の成果及びFDの具体的対策を検討・実施している。

高等教育の大衆化が進み、学生の質の変化、多様化する価値観やニーズの変化、さらには大学間競争の激化など、大学を取り巻く環境はきわめて厳しいものになっているが、そのような中で、自らの教育理念や目標に照らして、特色のある優れた教育の実現を目指した自己改革に取り組むこと

が強く求められている。

本学の教育理念である「社会に出て役立つ人間の育成」を実現するためには、豊かな人間性と幅広い教養、専門的知識と技術を身につけ、地域の医療や健康を支援できる人材を育成するための教育研究等の活動状況について、対外的に公表していく必要がある。また、特色ある教育の実施を推進し、これらについても客観的な評価や存在意義を認知されるよう、教育内容の充実を図るとともに、自己点検・評価の実施によりその説明責任を果たしていかなければならない。

## 2. 実施体制

### (1) 編成

専任教員と常勤事務職員等の代表による「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価に係る一連の業務を計画・実施する。

なお、当該組織が評価項目や評価基準等を決定し、本業務が円滑に実施されるよう、各学科及び委員会、各部署に必要な応じて作業部会を置く。

### (2) 自己点検任務

自己点検・評価は、本学の定める「自己点検・評価に関する規程」に基づき、恒常的に実施する。

全学にわたる自己点検・評価について、当該年度の活動方針を策定する。

各作業部会の自己点検・評価活動を推進するためのガイドラインを設定する。

各作業部会から、ガイドラインに従った報告書の提出を受け、自己点検・評価委員会でのデータの収集とまとめを行い、評価項目の実態把握とともに報告書を作成する。

評価の結果は、学長ならびに学部長等に報告し、その後、当該組織に指示し、包括的な改善計画を策定する。

次に、各学科及び委員会、各部署において改善計画に基づいた具体的な改善の為の実施計画を策定し、改善を実施する。また、「FD委員会」ならびに「SD(スタッフ・ディベロップメント)委員会」に対して提言を行う。

## 3. 実施方法

(1) 自己点検・評価委員会(以下、委員会)は、「自己点検・評価に関する規程」及び当該年度の活動方針に基づいて、各作業部会にガイドラ

インを提示し、「評価項目」の作成にあたる。

- (2) 委員会は、各作業部会との連携のもと、「評価項目」を設定し、「評価項目」ごとに、評価基準(大学として達成すべき目標)を設定する。  
この場合、過去に実施した自己点検・評価や認証評価機関による評価の結果を考慮して設定する。
- (3) 委員会は、設定された「評価項目」及び「評価基準」に基づき、自己点検・評価業務の主要業務予定を策定し、各作業部会に提示するとともに実施に向けての統制・調整にあたる。
- (4) 各作業部会は、事務局、関係諸機関、各学科及び各部署等における「評価項目」に掲げてある各評価項目の業務成果データを収集・整理し、活動の実態を把握する。  
この間、委員会は、各作業部会やFD委員会等と連絡・調整を密にとりながら、必要な助言・指導にあたる。
- (5) 各作業部会は、各担当領域の自己点検・評価結果を委員会に提出する。委員会は、(4)の結果を精査し、評価項目ごとに設定した評価基準を満たしているかどうか(大学として達成すべき目標を達成しているか)について評価を行う。
- (6) 委員会は、当該結果を自己点検・評価報告書のかたちにまとめ、各評価項目及び全体としての改善内容等を明らかにし、学長及び学部長等の責任者及びFD・SD委員会等の関係部署に報告する。
- (7) 自己点検・評価の結果は、大学全体で共有し、当該部署及び委員会等において具体的な改善計画を策定し、改善を実行する。
- (8) (1)～(7)の内容を、随時確認しながら継続的に実施し、教育研究等の改善・向上を図る。

#### 4. 評価項目

大学の理念・目的  
教育内容及び方法  
教育体制及び教育活動  
教育研究組織及び研究活動  
学生生活及び学生への相談・支援  
社会及び地域への支援・貢献  
大学の管理・運営、事務業務  
大学の財務  
自己点検・評価体制  
学生募集及び将来計画  
その他必要事項

## 5. 評価結果の活用及び公表

- (1) 評価の結果は、教育活動及び研究活動等の改善策を検討し、事後の改善計画や各業務運営で達成すべき目標を設定する際に活用する。
- (2) 公表については、自己点検・評価報告書の刊行と関係部外諸機関への配布にとどまらず、大学のもつ公共性や社会に対する説明責任を果たす観点から、ホームページ上の公開等、より対象を限定しない方法の導入を検討する。

## 情報の提供について

本学（桐生短期大学）は、昭和38年に設置され、以来43年にわたり「桐生市」、「みどり市」をはじめとする地域の教育機関として、「地域にねぎし地域とともに」歩んできた。この間、医療保健・栄養分野においては、数多くの人材を輩出し、地域の発展に貢献してきた。そのため、近隣地域の期待や注目も大きい。

したがって、本学は今後も地域社会への貢献という役割を果たし、開かれた大学を目指すためにも、教育研究活動及び研究活動に関する情報を幅広く社会に提供していく予定である。

具体的には、大学のホームページや大学案内・大学新聞等の刊行物を活用し、以下に掲げる情報等を積極的に提供することとする。

- (1) 大学の設置の趣旨・教育理念・目的及び教育方針
- (2) 学則
- (3) 教育課程（授業科目）の特色や内容
- (4) 教員名簿と担当科目及びシラバスの内容
- (5) 教育研究の活動状況
- (6) 入学者選抜に関する要項及び結果状況
- (7) 公開講座、各種養成講座等の地域プログラム内容
- (8) 就職支援体制と卒業生の進路状況
- (9) 自己点検・評価報告
- (10) 学生生活と課外活動状況
- (11) 年間行事予定
- (12) 教員の研究活動（論文を掲載した紀要）報告
- (13) 大学の設置認可等に関する事項
- (14) その他、大学の教育研究活動に関する事項

## 教員の資質の維持向上の方策

### 1. 基本方針

#### (1) 教員の資質の維持向上を行う趣旨・目的

大学等への進学率が50%近くになった今日、多様なレベルやタイプの学生が大学へ入学してきているのが現状である。高等教育機関の大衆化、多様化が進み、補習、教養、専門、実務の教育などに、さまざまな創意や工夫が求められている。

また、大学の地域・社会への貢献や支援など、その役割を果たすための「公開講座」「各種養成講座」や「科目等履修制度」の実施など、多様な人たちの学習機会を積極的に確保することが要望されている。

本学が、これらの多様なニーズに応え、質の高い教育を提供していくためには、教育を行う教員の資質の維持と向上に努めていかなければならない。

本学では、平成9年度より自己点検・評価委員会を設置し、学生による授業評価の実施など、教育研究活動の成果や教育組織等について継続的に検討を加えてきた。さらに、平成18年度からは教育内容の改善、教育水準の向上を図ることを目的とし、教員の資質向上を推進するためにFD委員会を設置してその方策を検討してきた。

医療保健学部の設置にあたり、授業の内容及び指導方法の改善を図るための研修や研究(FD)を組織的に取り組んでいくこととする。

#### (2) 実施体制

FDへの取り組みは、各学科の専任教員の代表によりする「FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会」を中心にして行う。

### 2. 実施方法

#### (1) FDに関する具体的な対応

##### 学生による授業評価

授業終了後の対応として、授業の内容及び方法の改善を図るために学生に対し授業に関するアンケートを、各授業について、授業開始3～4回時と最終日の2回実施する。その評価結果については、委員会及び事務局で集計するとともに、各教員に配布してフィードバックする。その評価に対して、各教員がどのように理解し、その後の授業の改善に役立てたかについては、レポートにまとめて委員会に提出することとする。

授業評価の実施方法、実施項目や内容などについては、FD委員会で継続して検討を行いながら、学生にとって魅力のある授業の実施や実習などの指導内容の充実など、教員の指導力アップに役立てる内容とするようにする。

#### **公開授業の実施**

教員相互の授業参観を行うことは、自らの授業内容や方法の改善に役立てることは有効である。

原則としては全授業の公開を前提とするが、当該授業の目的や目標を明示したうえで、FD委員会の特定した授業について公開をすることとする。授業終了後、FD委員会委員と授業担当者の検討会を実施し、委員会としての評価と改善策について、検討会で提示することとする。

授業担当者は、委員会の評価・改善点に留意し、その後の授業の取り組みについて、レポートを提出することとする。

#### **各研修及び研究会等への取り組み**

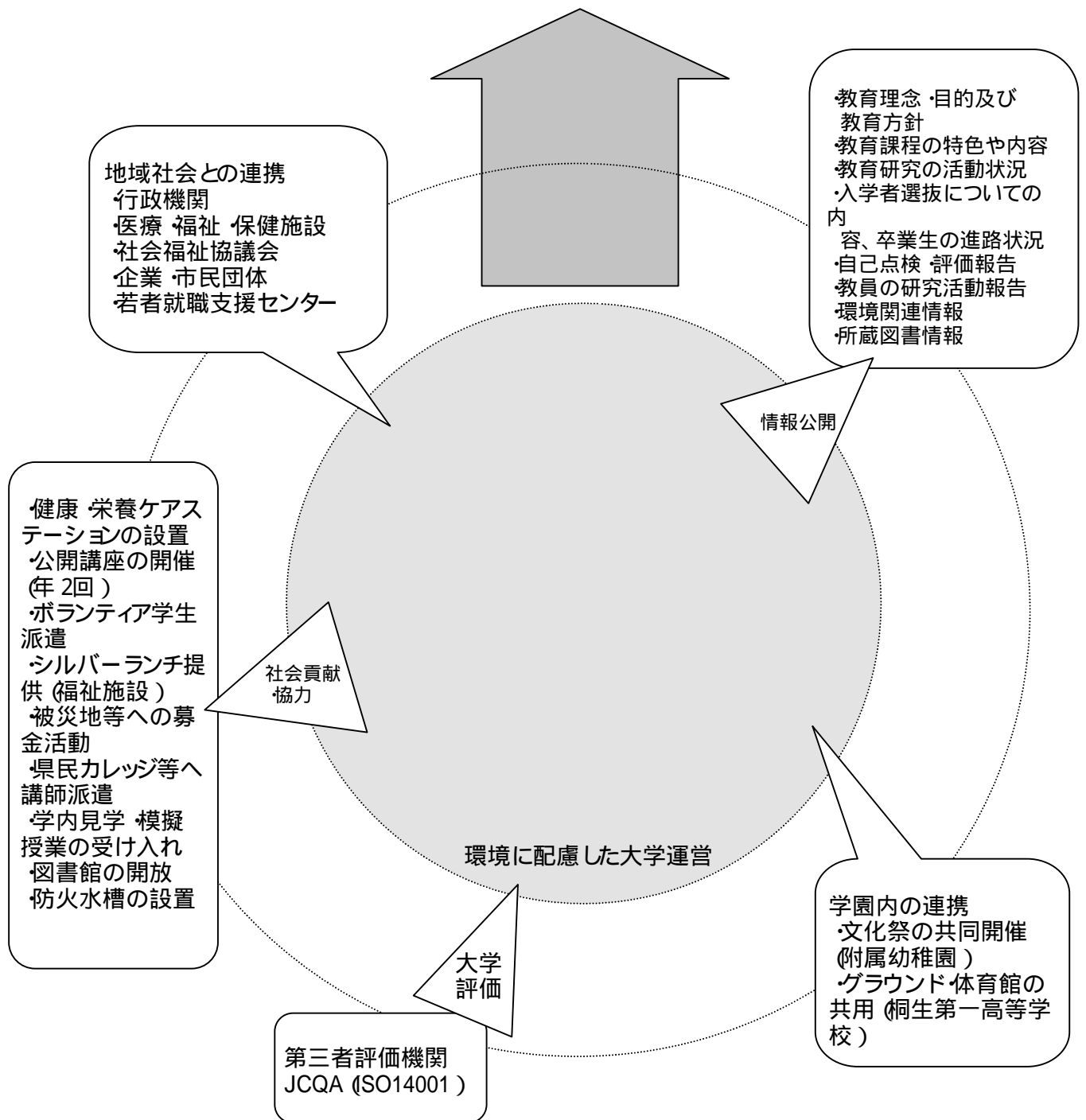
全教職員が、FDに関する取り組みや実施に向けての共通認識を持つように、研修会や講演会等を開催する。また、他大学や学外諸団体の主催する研究会や研修会等へ教員を積極的に派遣し、教育研究者としての啓発に努めることとする。

その他、FD委員会においては、これらの内容に関する研究成果や事例の情報収集に努めるとともに、常に教員相互が授業の内容や方法の改善方策についての意見、情報交換等ができるような場の設定に心懸けることとする。



# 桐生大学の地域交流プログラム

## 社会に出て役立つ人材の育成



## 看護師を養成する四年制大学(群馬県)

看護師養成大学(四年制)所在地

桐生短期大学



都県名	施設数	名称	学部学科	所在地	備考
群馬県	5	群馬大学	医学部保健学科看護専攻	前橋市	大学
		上武大学	看護学部看護学科	高崎市	大学
		県民健康科学大学	看護学部看護学科	前橋市	大学
		群馬パース大学	保健科学部看護学科	高山村	大学
		高崎健康福祉大学	看護学部看護学科	高崎市	大学

## 管理栄養士の養成施設 (関東甲信越ほか)

管理栄養士養成施設所在地

桐生短期大学



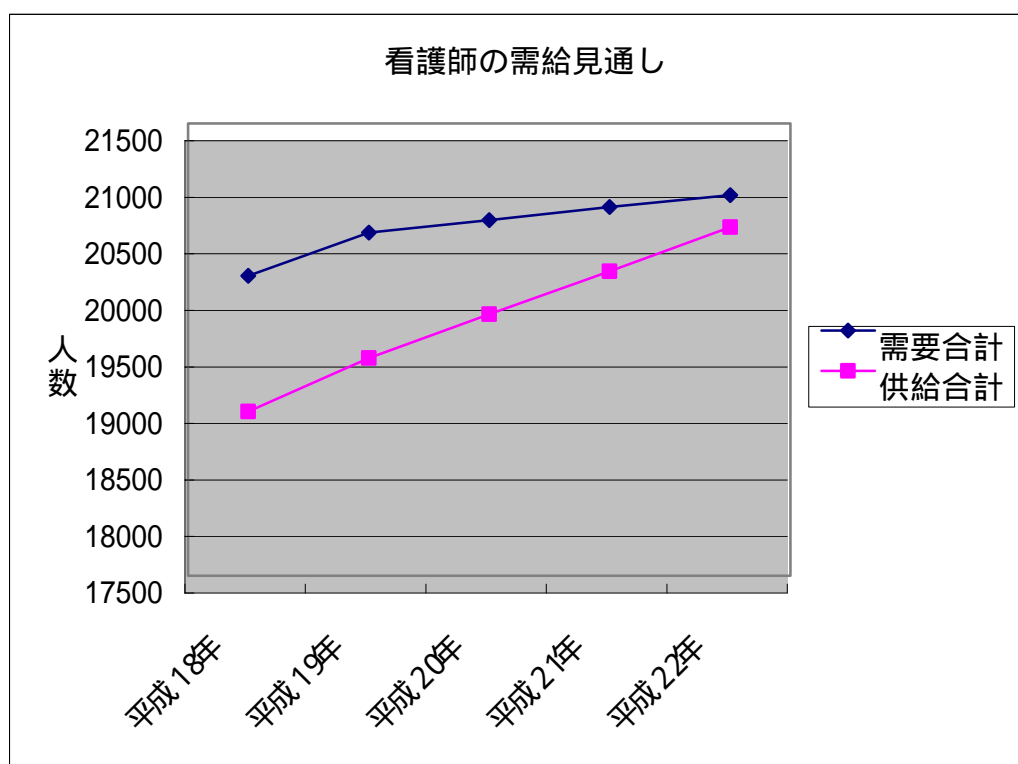
都県名	施設数	名称	学部学科	所在地	備考
福島県	1	郡山女子大学	家政学部食物栄養学科管理栄養士専攻	郡山市	大学
茨城県	1	茨城キリスト教大学	生活科学部食物健康科学科	日立市	大学
栃木県	0	なし			
群馬県	1	高崎健康福祉大学	健康福祉学部健康栄養学科	高崎市	大学
新潟県	2	新潟医療福祉大学	医療技術学部健康栄養学科	新潟市	大学
		北里大学保健衛生専門学院	栄養専門課程管理栄養科	南魚沼市	専門
長野県	0	なし			
山梨県	0	なし			
埼玉県	4	女子栄養大学	栄養学部実践栄養学科	坂戸市	大学
		城西大学	薬学部医療栄養学科	坂戸市	大学
		十文字学園女子大学	人間生活学部食物栄養学科	新座市	大学
		人間総合科学大学	人間科学部健康栄養学科	さいたま市	大学
千葉県	2	和洋女子大学	家政学部健康栄養学科	市川市	大学
		聖徳大学	人文学部生活文化学科管理栄養士専攻	松戸市	大学
神奈川県	4	鎌倉女子大学	家政学部管理栄養学科	鎌倉市	大学
		相模女子大学	学芸学部食物学科管理栄養士専攻	相模原市	大学
		関東学院大学	人間環境学部健康栄養学科	横浜市	大学
		神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部栄養学科	横須賀市	大学
東京都	13	大妻女子大学	家政学部食物学科管理栄養士専攻	千代田区	大学
		お茶の水女子大学	生活科学部食物栄養学科	文京区	大学
		共立女子大学	家政学部食物栄養学科管理栄養士専攻	千代田区	大学
		実践女子大学	生活科学部食生活科学科管理栄養士専攻	日野市	大学
		東京医療保健大学	医療保健学部医療栄養学科	世田谷区	大学
		東京家政大学	家政学部栄養学科管理栄養士専攻	板橋区	大学
		東京家政学院大学	家政学部家政学科管理栄養士専攻	町田市	大学
		東京聖栄大学	健康栄養学部管理栄養学科	葛飾区	大学
		東京農業大学	応用生物科学部栄養科学科管理栄養士専攻	世田谷	大学
		日本女子大学	家政学部食物学科管理栄養士専攻	文京区	大学
		昭和女子大学	生活科学部生活科学科管理栄養士専攻	世田谷区	大学
		二葉栄養専門学校	管理栄養士学科	武蔵野市	専門
		東京栄養食糧専門学校	栄養専門課程管理栄養士科	世田谷区	専門
静岡県	2	静岡県立大学	食品栄養科学部栄養学科	静岡市	大学
		浜松大学	健康プロデュース学部健康栄養学科	浜松市	大学

## 看護師の需給見通し(群馬県)

需給	区分	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
看護師を 必要とする 施設	病院	11451	11612	11629	11649	11669
	診療所	4755	4812	4869	4929	4989
	助産所	38	37	36	36	35
	介護保険関係	2530	2699	2739	2770	2792
	社会福祉施設	219	219	219	219	219
	保健所・市町村	633	638	643	647	651
	教育機関	334	325	318	318	318
	事業所、学校、その他	193	193	193	193	193
需要合計	上記合計	20153	20535	20646	20761	20866

看護師 供給数及 び減少数	年当初就業者数	18452	18952	19424	19813	20191
	新卒就業者数	935	936	881	894	932
	再就職者数	906	914	922	930	938
	退職等による減少数	1341	1378	1414	1446	1478
供給合計	年末就業者数 ( + + - )	18952	19424	19813	20191	20583

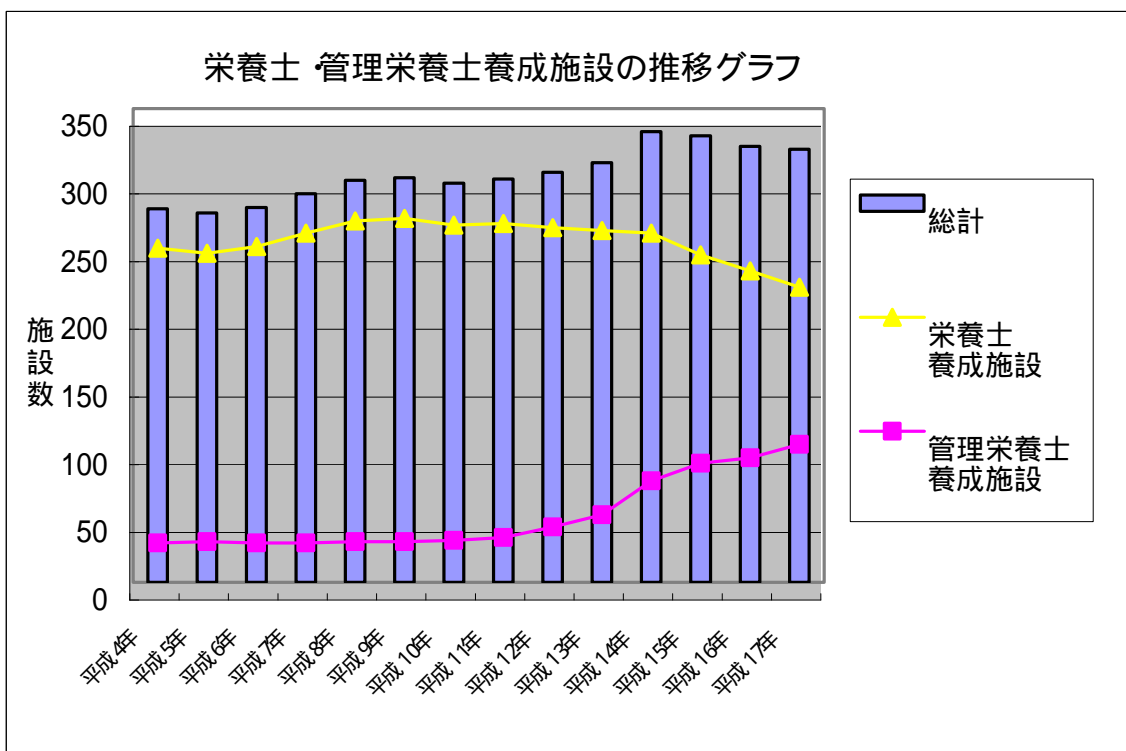
群馬県保健・福祉・食品局 医務課公表データをもとに作成



## 栄養士・管理栄養士養成施設の推移・就職実態状況

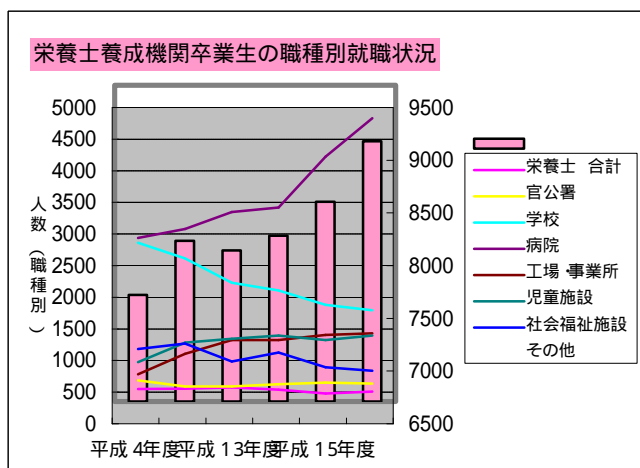
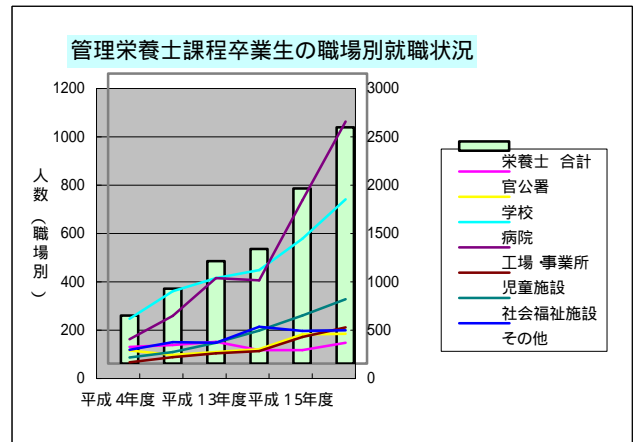
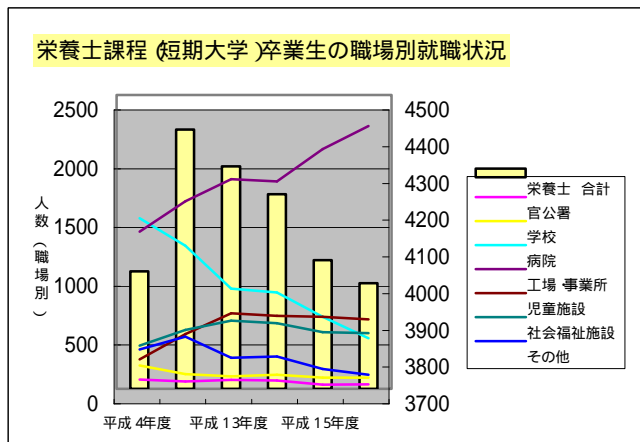
### (1) 栄養士・管理栄養士養成施設の推移

年度	栄養士 養成施設	管理栄養士 養成施設	総計
平成 4 年	247	29	276
平成 5 年	243	30	273
平成 6 年	248	29	277
平成 7 年	258	29	287
平成 8 年	267	30	297
平成 9 年	269	30	299
平成 1 0 年	264	31	295
平成 1 1 年	265	33	298
平成 1 2 年	262	41	303
平成 1 3 年	260	50	310
平成 1 4 年	258	75	333
平成 1 5 年	242	88	330
平成 1 6 年	230	92	322
平成 1 7 年	218	102	320



(2)就職実態状況

	卒業生数	栄養士業務就職者数									進学	他業種の仕事に就職	自営業・未就職・その他
		栄養士 合計	官公署	学校	病院	工場・事業所	児童施設	社会福祉施設	その他				
栄養士課程 (短期大学)	平成4年度	14220	4020	80	200	1452	1336	251	367	334	335	8731	1134
	平成9年度	14810	4406	62	124	1216	1595	465	500	444	863	7165	2376
	平成13年度	12722	4306	76	106	852	1785	642	580	265	1165	4592	2659
	平成14年度	11959	4230	71	120	821	1764	621	558	275	1268	4062	2399
	平成15年度	10650	4050	36	95	614	2040	614	483	168	1059	3652	1889
	平成16年度	9766	3988	37	96	430	2237	592	475	121	878	3352	1548
管理栄養士課程	平成4年度	1504	496	69	54	185	101	5	25	57	53	843	112
	平成9年度	1679	774	77	36	300	197	27	48	89	82	596	227
	平成13年度	1976	1060	90	48	353	354	43	86	86	115	450	351
	平成14年度	2124	1187	56	59	387	345	51	137	152	143	478	316
	平成15年度	3127	1812	55	121	517	675	110	199	135	143	700	472
	平成16年度	4214	2444	86	123	680	1001	150	266	138	226	1019	525
栄養士養成 機関合計	平成4年度	21069	7511	198	336	2509	2587	431	622	828	513	11306	1739
	平成9年度	21914	8024	200	236	2261	2726	755	929	917	1107	9359	3424
	平成13年度	19304	7933	224	239	1877	2994	973	992	634	1447	6200	3724
	平成14年度	18783	8072	188	274	1755	3069	970	1040	776	1610	5594	3507
	平成15年度	17980	8395	129	299	1526	3872	1052	973	544	1385	5253	2947
	平成16年度	18139	8969	157	281	1442	4481	1078	1045	485	1282	5332	2556



## 教員組織の職位別年齢構成

## (1)看護学科

職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	博士				2	2	1		5
	修士			1	3			1	5
	学士						1		1
	その他								
准教授	博士			1					1
	修士			1					1
	学士					1			1
	その他								
講師	博士			2					2
	修士			4	1				5
	学士			1	1				2
	その他					1			1
助教	博士								
	修士		1	1					2
	学士								
	その他								
合計	博士			3	2	2	1		8
	修士		1	7	4			1	13
	学士			1	1	1	1		4
	その他					1			1

表内の数字はいずれも人数

## 教員組織の職位別年齢構成

(2) 栄養学科

職位	学位	29歳以下	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計
教授	博士			1	1		2	1	5
	修士				2		1		3
	学士								
	その他								
准教授	博士			2					2
	修士								
	学士								
	その他								
講師	博士		1		1				2
	修士		3		1				4
	学士			1	1				2
	その他								
助教	博士								
	修士	1							1
	学士								
	その他								
合計	博士		1	3	2		2	1	9
	修士	1	3		3		1		8
	学士			1	1				2
	その他								

表内の数字はいずれも人数



桐地発第18・48号  
平成19年3月28日

## 要 望 書

文部科学大臣 伊吹文明 様

桐生市長 大澤善隆



### 桐生大学医療保健学部の設置認可申請について

少子・高齢化の進展、医療の高度・専門化、健康・福祉に関するニーズの多様化等、我が国の医療や健康・福祉を取り巻く環境は急速に変化してきております。桐生市民はもとより、県民に良質で安定した医療、福祉を提供していくためには、地域の需要に応じた専門家の養成・確保と資質の向上を図ることが重要であると考えております。

桐生短期大学はこれまでも、看護、栄養の分野で活躍する多くの優秀な卒業生を多数輩出し、地域の看護、医療、健康、福祉の質の向上に多大な貢献をされてきておりました。

しかし、現在、医療や保健の現場では、保健医療の高度化や複雑化、社会の変貌の中で、そこに関わる専門職、なかでも看護師や管理栄養士に対する要求はますます高度化してきており、高度な専門知識と技術を有するとともに、幅広い教養を備えた豊かな人間性をもった人材が求められております。

また、看護医療福祉関係大学の設置は全国的に増加しているにもかかわらず、現在のところ、群馬県内5つの看護師養成大学は、すべて県央地区に集中し、管理栄養士養成大学については県内に1大学のみとなっております。

このような現状から、桐生市をはじめとした両毛広域圏の多くの医療・保健機関からも高等教育機関設置への期待が寄せられており、県内における四年制大学への移行は他県に比して急務と考えられます。

今般、桐生大学として、当市の医療・保健・福祉はもとより、広く地域社会に貢献し得る質の高い人材の育成を目指し、医療保健学部設置を計画されておりますことは、教育環境の整備・充実という観点からも、本市といたしまして、大いに期待しているところであります。

このような実情をご賢察いただき、何卒本申請の認可にご高配を賜りますようお願い申し上げます。

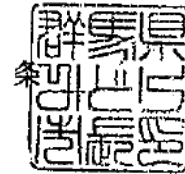
企 第 72 号

平成19年 3月28日

## 要 望 書

文部科学大臣 伊吹 文明 様

みどり市長 石 原



桐生大学医療保健学部の設置認可申請について

情報化と医療の高度化・専門化、少子・高齢化の進展、健康・福祉ニーズの多様化により、我が国の保健・医療・福祉を取り巻く環境は急速に変化しております。それに対応するため、総合的なネットワーク機能を充実させ、質の高いサービスを市民に提供することが求められております。

群馬県には現在5つの看護師養成大学が設置されておりますが、東毛地区（桐生・太田・館林医療圏）は皆無です。また、今後の医療分野における管理栄養士へのニーズも増加する一方、管理栄養士養成課程を備える大学は群馬県下にひとつしか存在しません。このような状況下、とりわけ両毛地域においては、高度な専門知識と教養を備えた人材育成を担う高等教育機関・大学への期待はますます高まっております。

今般、桐生短期大学が保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリスト教育をめざす高等教育機関として、医療保健学部の設置を計画されておりますことは、医療環境の整備・充実という観点からも急務と考えられます。

このような実情をご賢察いただき、何卒本申請の認可にご高配を賜りますようお願い申し上げます。